

令和元年 8 月 5 日
厚生労働省

審査メモで示された論点に対する回答

1 賃金構造基本統計調査の変更

(1) 調査事項の変更

ア 調査事項（一部）についてプレプリントを実施

プレプリントする事項は、十分かつ適切なものとなっているか。他にプレプリントが可能な調査事項はないか。

(回答)

報告者負担の軽減のため、調査票に記入を求める事項のうち、あらかじめ把握できる情報等をプレプリントするとともに、調査票を複写式（ノーカーボン紙）から通常紙に変更する。

具体的には、従来、調査関係書類を郵送する封筒の宛名の下に印字し、それを報告者に転記させていた「都道府県番号」「事業所一連番号」「産業分類番号」のほか、本調査の母集団データである事業所母集団データベースにより把握できる「事業所の名称及び所在地」「法人番号」について、プレプリントを行う。

なお、他に事業所母集団データベース等により事前に把握できる情報として、「事業所の常用労働者数」及び「企業の常用労働者数」があるが、これらは事業所母集団データベースの基礎となる経済センサス等で把握された時点から調査実施時まで頻りに変動がありうるものであり、プレプリントすることにより正確な回答が得られないおそれがあるため、プレプリントは行わない。

また、同一事業所が記入する調査票のうち、2 枚目以降は「1. 事業所に係る事項」の欄は記入不要のため、事業所に配布する部数のうち 2 枚目以降の当該欄に「*」をプレプリントすることで、報告者が誤って記入することのないようにする予定である。

イ 「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項の削除【事業所票】

1 本調査事項と個人票を用いて集計した男女別・学歴別の新規学卒者の初任給額及び採用人員は、過去5年間、それぞれどのように推移しているのか。

(回答)

別紙1-1のとおり。

2 本調査事項（新規学卒者の初任給額及び採用人員並びに初任給額の確定状況）の集計結果については、具体的にどのようなニーズに対応して集計・提供してきたのか。集計結果以外に、他の調査事項の審査・分析等に活用していないのか。

(回答)

新規学卒者の初任給額は、民間企業において新卒採用者等の賃金決定の参考資料として利用されているほか、賃上げ状況、景気動向の把握等に利用されている。

また、他の調査事項の審査・分析等には活用していない。

3 本調査事項については、削除後においても、個人票の調査結果を用いて、これまでと同様の集計表の作成・提供は可能か具体的に検証しているのか。

(回答)

個人票の調査結果から、年齢、勤続年数、最終学歴等により新規学卒者と考えられる者に限定して集計を行う（以下「代替集計」という。）ことで現行の初任給の代替が可能か検証を行った。

代替集計の対象範囲については、労働者抽出率が1/1である事業所の調査票情報を用いて、現行の事業所票に計上された「新規学卒者」の属性を対応する個人票データを特定（マッチング）することにより分析した結果から、以下の範囲とした。

- 勤続年数 0年
- 年齢 学歴毎に最低年齢+1歳まで（高校卒：18～19歳、大学卒：22～23歳）
- 雇用形態 一般労働者のうち正社員・正職員かつ無期雇用
- 初任給額 通勤手当を含む所定内給与額

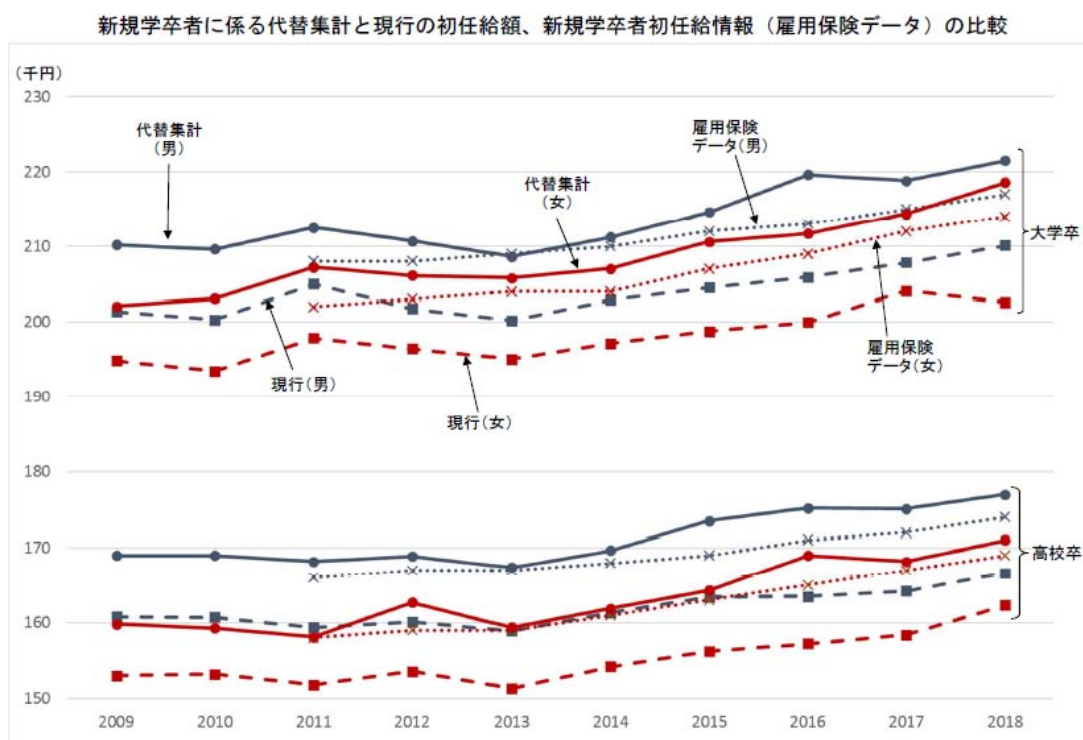
（現行の初任給額は所定内給与額から通勤手当を控除したものとしているが、個人票では通勤手当の額を把握することができないため。）

この範囲により代替集計の試算を行ったところ、通勤手当の有無等により現行の初任給額との差異はあるものの、時系列的な変動は現行の初任給額とおおよそ一致しており、初任給額としておおむね安定した数値が得られると考えている。

また、現行の初任給額は事業所属性として調査しており、性、学歴が同一の新規学卒者で職種や雇用形態等により2種以上の初任給が存在する場合は、採用人員の多い

方の額のみを記載させている。代替集計は、そのような非標本誤差が発生しないというメリットがあり、新卒採用の多様化が進む中において、よりの確に初任給を捉えられると考えられる。

なお、代替集計結果の公表は、調査翌年3月（個人票の集計値の公表と同時期）を予定している。



4 上記1から3の結果等からみて、削除による支障等は生じないか。

(回答)

上記3のとおり、個人票から新規学卒者に該当すると考えられる者に限定して集計を行うことで、初任給額の参考値としてある程度安定した数値が得られると考えている。

初任給額については、上記2のとおり民間企業においても広く利用されているが、重要な指標や給付額の決定等に直接利用されているものではなく、本調査事項を削除しても、代替集計の結果を過去の一定期間について提供すること、また代替集計と従来の初任給の違いについて情報提供を行うことにより、報告者負担の軽減を図りつつ利用者ニーズに対応することが可能であると考えている。

なお、厚生労働省においては、雇用保険被保険者資格取得データから新規学校卒業者の採用時の月額賃金を集計し、「新規学卒者初任給情報」として都道府県労働局において公表している。これは、業務統計であるため標本誤差がなく、地域別等の細かい集計についても安定した数値が得られるなどのメリットがあり、初任給を把握する

上で有用なデータとなっている。代替集計の提供と併せて、こうしたデータを活用しやすいよう環境を整えることで、より一層初任給に関する統計ニーズに対応できると期待される。

ウ 労働者の「最終学歴」の選択肢の細分化【個人票】

1 本調査事項に係る集計結果については、過去5年間、どのように推移しているのか。

(回答)

別紙1-2のとおり。

2 本調査事項については、具体的にどのような施策等に利活用されているのか。また、選択肢区分の細分化により、どのような利活用の増進が見込まれているのか。

(回答)

最終学歴は、賃金決定の基本的要素の一つとして賃金構造の分析に欠かせない変数となっており、各種白書等における分析（学歴別賃金を直接分析するもののほか、性別や地域間の賃金格差を分析するため、学歴構成の寄与を試算しているものなどもある。）、学歴別生涯賃金の算出、損害賠償請求における逸失利益の算定、民間企業の賃金決定の参考資料等として広く利用されている。

今回の変更において、「大学・大学院」を「大学」「大学院」に、「高専・短大」を「高専・短大」「専門学校」に細分化することにより、近年一定の割合を占める大学院修了者や専門学校卒業者の賃金実態を的確に把握できるようになり、労働経済、教育分野等の研究や民間企業における賃金決定の参考資料としてより有用なデータが得られると期待されるほか、他統計との比較にも資するものであると考えている。

3 本調査事項について、試験調査では、どのような検証を行い、どのような結果が得られたのか（未記入率・誤記入率を含む。）。また、試験調査では細分化して把握した「短大」と「高専」や、短時間労働者の学歴の把握については、具体的にどのような記入状況となっていたのか。本件申請において、見送ることとした理由は何か。

(回答)

試験調査における最終学歴の未記入率及び修正率は下表のとおりである。一般労働者の未記入率は、企業規模によらず概ね2～3%程度であるが、短時間労働者については、企業規模計で未記入率が20%を超えている。さらに、大企業ほど未記入率が高く、企業規模1,000人以上では4割近くが未記入となっている。また、産業別に見ると、大企業では製造業や宿泊業、飲食サービス業で半数以上が未記入という状況である。

最終学歴の未記入率

(%)

雇用形態、産業	一般労働者					短時間労働者				
	企業規模計 (10人以上)	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人	企業規模計 (10人以上)	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人
計	2.6	2.0	2.8	2.8	2.1	20.6	38.1	15.7	7.5	5.3
正社員・正職員	2.3	1.0	2.5	2.8	2.0	7.6	0.0	2.5	11.4	1.9
正社員・正職員以外	4.4	6.1	4.6	2.8	3.5	21.2	38.8	16.1	7.2	6.1
雇用期間の定め無し	2.4	1.1	2.9	2.7	2.0	15.1	38.0	17.2	7.3	5.0
雇用期間の定め有り	3.8	5.9	2.5	3.4	5.6	24.0	38.1	15.0	7.9	7.8
建設業	2.2	0.0	0.2	3.2	0.0	8.8	10.0	0.0	10.1	0.0
製造業	3.2	0.0	2.7	4.1	3.2	6.1	50.0	3.3	3.1	11.2
卸売業、小売業	2.2	2.6	2.2	1.9	2.7	29.9	42.0	11.2	8.9	0.0
宿泊業、飲食サービス業	4.6	3.3	5.4	4.7	4.9	30.8	52.7	19.4	12.4	11.4
医療、福祉	0.6	2.6	0.0	0.7	4.6	8.7	11.4	12.5	5.5	1.4
その他の産業	3.9	2.4	7.7	2.2	0.0	15.0	12.2	32.1	7.7	0.0

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査試験調査」

※有効回答となった労働者のうち、最終学歴の記入がない労働者の割合である。

最終学歴の修正率

	集計 対象者	修正あり	
		当初未記入	当初記入あり
一般労働者	13,983	281	152
	100.0%	2.0%	0.9%
短時間労働者	5,112	359	258
	100.0%	7.0%	2.0%

また、試験調査における学歴別労働者数は以下のとおりである。

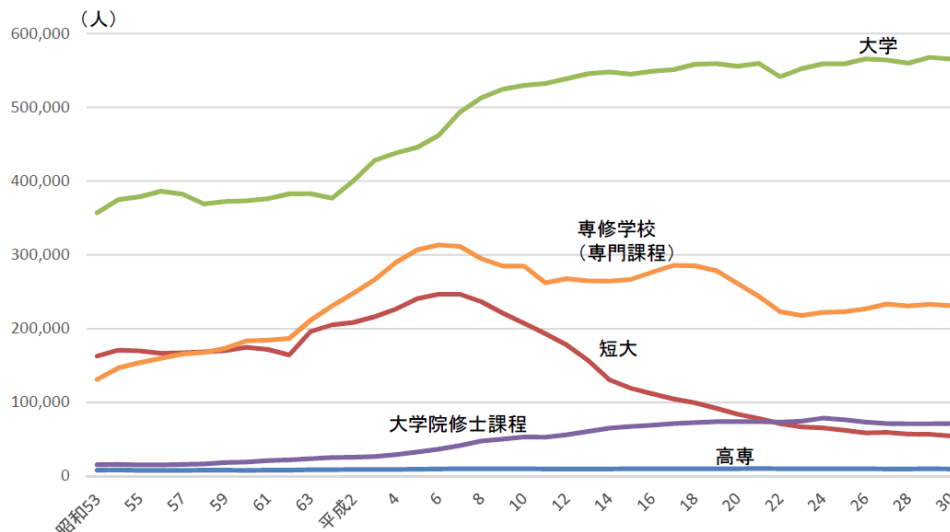
学歴別労働者数及び構成比

学歴	試験調査(企業規模10人以上計)						H29就業構造基本調査	
	一般労働者		短時間労働者		常用労働者計		役員を除く雇用者 (卒業者)	
	労働者数	学歴別 構成比	労働者数	学歴別 構成比	労働者数	学歴別 構成比	人数	学歴別 構成比
学歴計	人	%	人	%	人	%	人	%
中学	29,192,630	100.0	7,058,950	100.0	36,251,580	100.0	53,829,300	100.0
高校	729,820	2.5	662,210	9.4	1,392,030	3.8	3,222,500	6.0
専門学校	10,335,970	35.4	4,031,020	57.1	14,366,990	39.6	23,000,600	43.0
短大	3,298,560	11.3	688,920	9.8	3,987,480	11.0	4,797,000	9.0
高専	1,952,800	6.7	773,160	11.0	2,725,960	7.5	4,691,100	8.8
大学	291,530	1.0	32,440	0.5	323,970	0.9	609,900	1.1
大学院	10,356,010	35.5	748,430	10.6	11,104,440	30.6	15,373,800	28.7
	2,227,940	7.6	122,780	1.7	2,350,720	6.5	1,843,200	3.4

試験調査の結果から、一般労働者については、学歴区分を細分化しても記入は可能であると考えられた。ただし、「高専・短大」をさらに「高専」「短大」に細分化することについては、高専の卒業者は毎年1万人前後と少なく、高専を単独で分離させた場合に性・年齢等の属性別賃金を集計するための十分なサンプルサイズを得ることが困難と推測されること、また、短大の卒業者数は減少傾向にあり、今の段階において

短大を単独の区分として新たに設定する意義に乏しいことから、今回の変更では見送ることとした。

(参考) 卒業生数の推移



資料出所: 文部科学省「学校基本調査」

また、短時間労働者の学歴については、試験調査と同時に実施したアンケート調査及び企業ヒアリングにおいても、記入可能性を確認した。その結果、サービス業を中心に、短時間労働者の学歴は回答が困難であるとする企業が多く見られた。

短時間労働者の学歴の回答が困難な理由としては、システムで学歴を管理していないため履歴書から調べる必要があることや、履歴書に学歴情報がない場合に労働者から聴取することの負担感が挙げられている。

(参考) 短時間労働者の最終学歴の回答が困難とする主な理由

(試験調査と同時に実施したアンケート調査より)

- ・ 短時間労働者は最終学歴のデータ管理を行っていない。
- ・ 履歴書から別途調べる必要があり、非常に手間がかかる。
- ・ 採用の際に学歴の確認を行っていないが、個人情報なので聞きづらく、調査のために確認を取ることに抵抗がある。

このため、現時点においては、

- ・ 雇用形態、産業によっては半数近くが無回答になると見込まれ、調査しても集計に耐えうる結果を得られないこと、また、無回答の状況が産業や企業規模によっても異なるため、学歴の回答のあった短時間労働者のみを集計することは、結果として学歴を把握している企業のみを集計対象としたことにもなり、集計

対象の偏りにより生じる集計結果の偏り（非標本誤差）が無視できないと考えられること

- ・ 記入を求めた場合、多数の短時間労働者の学歴を履歴書等から確認する、労働者に直接学歴を確認するといったことが予想され、事業所・労働者双方に過剰の負担を強いる可能性があり、一般労働者に対する学歴調査よりも記入者負担が極めて大きい（非正規従業員の学歴を管理している企業は2～3割程度と考えられる（次頁を参照））

といった理由から、短時間労働者の学歴の調査は困難であるとの結論を得た。

ここで、代替案として以下の2案についても検討を行った。

（案1） 短時間労働者のうち、「正社員・正職員」のみ学歴を調査

（案2） 短時間労働者全員について学歴を調査（「不明」の選択肢あり）

案1については、正社員・正職員であれば短時間労働者でも記入率が比較的高く、事業所の負担も少ないと推測されるものの、短時間労働者の正社員・正職員は常用労働者全体の約1%とごく少数にとどまり、属性別表章に十分なサンプルサイズを確保できない。また、記入すべき対象の指定が複雑になり、報告者の混乱を招くおそれがある。

案2については、学歴を把握していない場合は「不明」を選択することができ、労働者に学歴を聴取させるといった懸念は解消するが、学歴情報はデータで管理していない企業も多く、一般労働者についても「不明」の回答が大幅に増える可能性がある（次頁を参照）。

このように、案1、2のいずれにおいても、そのデメリットが無視できないことから、現在では代替案によっても短時間労働者の学歴を調査することは困難であると考えている。

企業ヒアリングの結果や試験調査の記入率等から、短時間労働者全体について学歴を調査することは報告者にとって相当の負担増となり、回収率の低下要因となることが大いに危惧される。短時間労働者の学歴を調査対象としたことが、今回の試験調査の回収率が本体調査の回収率を下回った大きな要因の1つであったとも考えられ、調査事項や調査方法の大幅な変更を予定している令和2年調査において、更に短時間労働者の学歴を調査対象に加えることは、極めてリスクが高いものと考えている。上記案2の方法の採用を含めて、短時間労働者の学歴の把握を検討するには、更なる試験調査の実施等、回収率や一般労働者の学歴の記入状況等に与える影響を検証する必要があると考えている。

なお、学歴については世帯を対象とする調査でも把握しているものがあり、例えば総務省「就業構造基本調査」では学歴に加えて、有業者について所得（主な仕事から

の年間収入、収益)や従業上の地位・雇用形態などを調査しており、正社員以外についての学歴別所得分布等を得ることができる。

世帯系調査では本人が報告者となることから事業所系調査よりも学歴を把握しやすいと考えられ、こうした調査を併せて利用し正社員以外の学歴による賃金水準を把握していくことが考えられるほか、本調査においても、短時間労働者の学歴の把握可能性について、引き続き検討してまいりたい。

(参考) 企業における学歴情報の管理状況

従業員の賃金、労働時間の管理方法別企業割合

	合計	自社で独自のシステムを構築し、管理	他社(関連会社を含む)に管理を外注	市販の人事・労務管理ソフト等で管理	紙ベースで管理	無回答
賃金	100.0	24.7	9.7	44.6	18.8	2.2
労働時間	100.0	24.3	5.3	28.6	37.9	3.9
職務経歴・学歴等従業員に関する情報	100.0	20.0	2.5	13.9	56.4	7.2

非正規従業員の人事情報の管理項目別企業割合(複数回答)

	該当者あり	学歴	人事評価	保有資格	職務経歴	その他
契約社員	100.0	36.8	19.7	40.9	54.2	14.4
再雇用社員	100.0	29.8	19.4	37.2	49.6	17.6
パート・アルバイト	100.0	23.3	14.4	28.0	42.4	24.0

資料出所：JILPT「企業における雇用形態別労働者の労務管理等に関する調査」

4 利活用等の観点からみて、本調査事項の変更は、十分かつ適切なものとなっているか。更なる改善の余地はないか。

(回答)

これまで統計委員会等において細分化を検討すべきと指摘のあった「大学院」及び「専門学校」については、今回の変更で対応することとしている。また、現在の学校教育制度の中で、一定の集計対象労働者を確保できる区分とするという観点からも、変更後の最終学歴の6区分は現時点では必要十分であると考えている。

また、新設する「専門学校」は高校卒を入学資格とする修業年限2年以上の専修学校専門課程の卒業者と定義することとしているが、これは他の多くの調査における学歴区分とも整合的なものとなっており、他統計との比較可能性も確保されている。

なお、今後教育制度や進学状況等の社会情勢が変化した場合には、必要に応じて学歴区分の見直しを行う。

エ 労働者の「職種番号」(職種区分)の見直し等【個人票】

1 本調査事項に係る集計結果については、過去5年間、どのように推移しているのか。

(回答)

別紙1-3のとおり。

2 本調査事項については、具体的にどのような施策等に利活用されているものか。また、今回の職種区分の見直しにより、どのような利活用の増進が見込まれるのか。

(回答)

行政運営、政策立案においては、一例として以下の施策等に利用されている。

- ・ 介護従事者確保や待機児童解消などの重要政策を推進する上で、介護職員や保育士の賃金について全産業と比較することにより、処遇改善の実態を確認。
- ・ 建設労働者の雇用の改善に当たり、建設関係職種の平均年齢を建設業全体、全産業の労働者のデータと比較。
- ・ 港湾労働者の雇用状況を確認するに当たり、賃金及び労働時間を全産業と比較。
- ・ 派遣労働者の同一労働同一賃金の確保のため、比較対象となる職種ごとの「一般労働者の平均的な賃金額」を決定するための資料として使用。

また、民間企業においても、職種別賃金の決定の参考資料として利用されている。

今回、職種区分を日本標準職業分類と統合的で全労働者を網羅した区分に見直すことにより、その利用範囲が拡大することが期待できるほか、職業構造が賃金全体に与える影響の分析や新たに集計を行う職種大分類別集計を用いることを含めて他の統計と比較しての分析など、一層幅広い用途に有用なデータが得られるものとなると考えている。

3 新たな職種区分については、具体的にどのような方針に基づき、設定したものか。日本標準職業分類との対応関係は、どうなっているか。他の統計調査と比較可能な区分となっているか（特に、国勢調査の職種区分との対応関係はどうか。）。

(回答)

新たな職種区分については、全職種を網羅した日本標準職業分類と統合的な区分とすることを前提に、以下の基本的な考え方にに基づき策定することとした。

<新職種区分の設定に関する基本的な考え方>

- 1) 他の統計調査との比較可能性を向上させるため、職種を統計基準たる日本標準職業分類と整合的に区分し直す。
- 2) 過去の調査結果の有用性をできるだけ維持する観点から、職種区分の変更の前後における接続性を可能な限り確保する。
- 3) 近年の職業構造・賃金構造を可能な限りの確に把握することができるようにする。
- 4) 政策の検討、行政運営等のための必要性に可能な限り応えられるようにする。
- 5) 職種区分の変更により、報告者の負担を増大させないようにする。

基本的な考え方を踏まえ、具体的には、以下の方針により新職種区分案を作成した。

- a) 新職種区分は、全職業を網羅する体系とする。(現行の特定の職種に該当する労働者のみ職種番号を記入する方式から、全労働者について職種番号を記入する方式に調査方法を変更する。)
- b) 日本標準職業分類の中分類を基本的な職種の単位とするが、当該中分類に属する労働者のボリューム等を踏まえ、必要に応じ、統合・細分する。
- c) 現行の職種の1つ(又は2つ以上を合わせたもの)と、日本標準職業分類の小分類の1つ(又は2つ以上を合わせたもの)とが比較的近い範囲となり、当該範囲に一定数の労働者がいることが見込まれる場合等は、当該1つの小分類(又は2つ以上の小分類を合わせたもの)を新たな1つの職種とする。
- d) 日本標準職業分類の小分類を更に細分化することはできる限り避けることとするが、現行の職種のうち、日本標準職業分類の小分類の一部を構成するものであって、相当数の労働者がいることが見込まれる又は賃金水準等が特徴的であると考えられるもの等がかつ当該職種に該当する労働者とそれ以外の労働者を分けることが容易と考えられるものについては、必要に応じて、新職種区分でも独立した職種として存続させる。
- e) 現行の行政運営等でデータを利用している職種は存続させるように配慮する。
- f) 国勢調査で用いる職業分類も参考とする。

新職種区分案について、省内外への意見募集や試験調査、企業ヒアリングにより、職種区分のニーズや記入可能性を把握した上で再検討を行い、以下の方針により修正を加えたものを最終的な新職種区分とした。(試験調査の結果等は下記4のとおり。)

- ▶ 日本標準職業分類の中分類や現行の職種区分で一定のボリュームがある職種であっても、業務の実態として区別が困難なものや、区分する意義に乏しいものは細分化を行わない。

→ このため、職種区分の検討に係る基本的な考え方の「2) 職種区分の変更の前後における接続性を可能な限り確保する」については、現行の職種区分の

必要性を精査した上で、今後も存続させる意義が乏しいものについては、過度な細分化を避けるという観点から優先順位を下げる。

- ▶ 将来のニーズも見据え、専門的・技術的職業であって、区分が容易かつ一定の労働者数が存在するものは細分化を検討する。

新職種区分と日本標準職業分類及び国勢調査の職業分類との対応関係は別紙 2 のとおりである。また、新職種区分の職業大分類別区分数は下表のとおりであり、現行の職種区分と比較して、「専門的・技術的職業従事者」や「サービス職業従事者」が充実する一方、「生産工程従事者」の区分は統廃合を行っている。

日本標準職業分類			平成27年国勢調査に用いる職業分類数(小分類)	賃金構造基本統計調査の現行の職種区分数	賃金構造基本統計調査の新職種区分数
大分類	中分類数	小分類数			
A-管理的職業従事者	4	10	5	0	1
B-専門的・技術的職業従事者	20	91	63	34	48
C-事務従事者	7	26	16	4	8
D-販売従事者	3	19	14	6	8
E-サービス職業従事者	8	32	27	10	14
F-保安職業従事者	3	11	6	2	2
G-農林漁業従事者	3	12	12	0	1
H-生産工程従事者	11	69	46	46	29
I-輸送・機械運転従事者	5	22	13	14	15
J-建設・採掘従事者	5	22	17	10	7
K-運搬・清掃・包装等従事者	4	14	12	3	6
L-分類不能の職業	1	1	1	0	(※)1
合計	74	329	232	129	140

※調査対象職種としては設けないが、集計区分には含める(無記入の場合に「分類不能の職業」として集計)。

4 試験調査では、職種区分について、どのような結果が得られたのか(未記入率・誤記入率を含む)。試験調査の結果は、本件申請において、どのように反映されたのか。

(回答)

(1) 試験調査の結果

上記 3 の基本的な考え方により作成した新職種区分で試験調査を実施したところ、総じてみれば一般労働者、短時間労働者ともに未記入率は低い水準となっているが、企業規模 1,000 人以上の大企業においてはやや未記入が多くなっている。

職種番号の未記入率

(%)

雇用形態、産業	一般労働者					短時間労働者				
	企業規模計 (10人以上)	1000人以上	100~999人	10~99人	5~9人	企業規模計 (10人以上)	1000人以上	100~999人	10~99人	5~9人
計	3.3	10.0	0.9	1.9	3.1	3.3	4.0	2.0	3.4	3.2
正社員・正職員	3.3	10.9	0.5	1.9	2.6	6.0	16.7	2.5	4.4	5.8
正社員・正職員以外	3.3	6.1	2.7	1.6	11.8	3.1	3.8	2.0	3.4	2.6
雇用期間の定め無し	3.4	10.8	0.9	1.9	3.2	4.5	12.8	0.6	3.4	3.5
雇用期間の定め有り	2.6	6.3	0.5	1.8	0.0	2.5	1.8	0.1	3.6	0.0
建設業	2.2	16.0	0.0	0.1	2.0	0.9	10.0	0.0	0.0	0.0
製造業	1.2	0.0	0.0	2.0	2.8	1.3	0.0	0.0	1.9	0.0
卸売業、小売業	1.3	0.4	1.9	1.3	4.3	2.2	0.0	0.6	10.4	0.0
宿泊業、飲食サービス業	7.5	17.1	4.8	0.0	2.5	3.7	9.1	0.2	0.0	6.4
医療、福祉	1.2	0.7	0.0	2.5	6.7	2.8	0.0	0.0	5.5	5.4
その他の産業	8.3	16.8	0.3	5.3	0.0	6.8	5.5	19.8	0.0	0.0

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査試験調査」

※有効回答となった労働者のうち、職種番号の記入がない労働者の割合である。

大企業で職種の記入がなされていない部分については、職種別構成比を総務省「就業構造基本調査」と比較すると、事務従事者や生産工程従事者が捕捉できていないと推測される。

試験調査と就業構造基本調査の企業規模別に見た職種別労働者構成の比較

	企業規模10人以上計					1000人以上				
	賃金構造基本統計調査 試験調査		H29就業構造基本調査		構成比の差 (試験調査 -就調)	賃金構造基本統計調査 試験調査		H29就業構造基本調査		構成比の差 (試験調査 -就調)
	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)		人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	
計	38,831,040	100.0	37,330,900	100.0		15,207,040	100.0	12,083,900	100.0	
A:管理的職業従事者	1,313,290	3.4	787,800	2.1	1.3	367,890	2.4	114,300	0.9	1.5
B:専門的・技術的職業従事者	7,145,530	18.4	4,195,700	11.2	7.2	2,093,270	13.8	1,544,500	12.8	1.0
C:事務従事者	5,230,920	13.5	8,076,400	21.6	▲ 8.2	1,801,980	11.8	3,253,700	26.9	▲ 15.1
D:販売従事者	5,082,830	13.1	6,083,500	16.3	▲ 3.2	2,255,210	14.8	2,500,000	20.7	▲ 5.9
E:サービス職業従事者	5,024,380	12.9	3,828,200	10.3	2.7	1,367,480	9.0	984,000	8.1	0.8
F:保安職業従事者	367,180	0.9	526,400	1.4	▲ 0.5	18,970	0.1	111,200	0.9	▲ 0.8
G:農林漁業従事者	3,430	0.0	207,600	0.6	▲ 0.5	0	0.0	9,400	0.1	▲ 0.1
H:生産工程従事者	4,766,860	12.3	6,663,000	17.8	▲ 5.6	952,320	6.3	1,828,300	15.1	▲ 8.9
I:輸送・機械運転従事者	1,898,780	4.9	1,827,300	4.9	▲ 0.0	860,270	5.7	409,000	3.4	2.3
J:建設・採掘従事者	636,480	1.6	1,211,800	3.2	▲ 1.6	8,520	0.1	208,300	1.7	▲ 1.7
K:運搬・清掃・包装等従事者	2,274,660	5.9	3,226,500	8.6	▲ 2.8	925,990	6.1	918,800	7.6	▲ 1.5
L:分類不能の職業	5,086,700	13.1	696,700	1.9	11.2	4,555,140	30.0	202,400	1.7	28.3

	100~999人					10~99人				
	賃金構造基本統計調査 試験調査		H29就業構造基本調査		構成比の差 (試験調査 -就調)	賃金構造基本統計調査 試験調査		H29就業構造基本調査		構成比の差 (試験調査 -就調)
	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)		人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	
計	12,835,690	100.0	11,792,500	100.0		10,788,360	100.0	13,454,500		
A:管理的職業従事者	652,130	5.1	188,800	1.6	3.5	293,280	2.7	484,700	3.6	▲ 0.9
B:専門的・技術的職業従事者	3,203,590	25.0	1,365,300	11.6	13.4	1,848,670	17.1	1,285,900	9.6	7.6
C:事務従事者	2,027,860	15.8	2,571,100	21.8	▲ 6.0	1,401,080	13.0	2,251,600	16.7	▲ 3.7
D:販売従事者	1,751,430	13.6	1,802,100	15.3	▲ 1.6	1,076,200	10.0	1,781,400	13.2	▲ 3.3
E:サービス職業従事者	1,821,960	14.2	1,096,600	9.3	4.9	1,834,940	17.0	1,747,600	13.0	4.0
F:保安職業従事者	205,790	1.6	286,100	2.4	▲ 0.8	142,420	1.3	129,100	1.0	0.4
G:農林漁業従事者	1,300	0.0	43,100	0.4	▲ 0.4	2,130	0.0	155,100	1.2	▲ 1.1
H:生産工程従事者	1,819,360	14.2	2,422,600	20.5	▲ 6.4	1,995,200	18.5	2,412,100	17.9	0.6
I:輸送・機械運転従事者	328,260	2.6	580,700	4.9	▲ 2.4	710,260	6.6	837,600	6.2	0.4
J:建設・採掘従事者	104,540	0.8	220,400	1.9	▲ 1.1	523,410	4.9	783,100	5.8	▲ 1.0
K:運搬・清掃・包装等従事者	742,370	5.8	1,067,800	9.1	▲ 3.3	606,310	5.6	1,239,900	9.2	▲ 3.6
L:分類不能の職業	177,100	1.4	147,900	1.3	0.1	354,460	3.3	346,400	2.6	0.7

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査試験調査」、総務省「平成29年就業構造基本調査」より作成

最終的な未記入率を算出する過程で、調査を委託した民間事業者及び厚生労働省により記入内容の審査、疑義照会を行い、必要に応じて修正を行った。修正率及び記入誤りの多い職種は下表のとおりである。

職種番号の修正率

	集計対象者	修正あり		
		当初未記入	当初記入あり	
一般	13,983	1,513	993	520
	100.0%	10.8%	7.1%	3.7%
短時間	5,112	798	421	377
	100.0%	15.6%	8.2%	7.4%

試験調査において記入誤りの多かった職種の事例

仕事の内容	誤りの事例	適切な職種区分
老人福祉施設での介護	B 専門的・技術的職業従事者 「他に分類されない社会福祉専門職業従事者」	E サービス職業従事者 「介護職員（医療・福祉施設等）」
看護助手	B 専門的・技術的職業従事者 「他に分類されない保健医療従事者」	E サービス職業従事者 「看護助手」
建設工事の現場作業	B 専門的・技術的職業従事者 「建築技術者」「土木技術者」等	J 建設・採掘従事者 「その他の建設従事者」等
係長	A 管理的職業従事者	実際の仕事の内容に応じた職種区分
医療事務員	B 専門的・技術的職業従事者 「他に分類されない保健医療従事者」	C 事務従事者 「その他の一般事務従事者」
電気通信設備の工事	B 専門的・技術的職業従事者 「その他の情報処理・通信技術者」	J 建設・採掘従事者 「電気工事従事者」

(2) 試験調査の結果を踏まえた検討

試験調査の結果では、記入状況としてはおおむね調査可能な水準と考えられたが、試験調査と同時に実施したアンケート調査において「職種区分が細かすぎて判別しづらい」との意見が多かったことや、職種の名称のみを見て選ぶことによると思われる記入誤りも一定数発生したことから、区分について更に精査するとともに、記入要領等の調査用品についても改善の必要があると考えられた。

職種区分については、日本標準職業分類の中分類や現行の職種区分で一定のボリュームがある職種であっても、業務の実態として区別が困難なものや、区分する意義に乏しいものは細分化を行うべきではないと判断し、区分の統合を行うこととした。

例えば、試験調査では「一般事務従事者」を日本標準職業分類の小分類に基づく区分に細分化して調査した。しかし、上記のとおり大企業を中心に事務従事者の捕捉状況が悪く、当該区分の記入が困難であると推測されること、また、企業ヒアリングにおいても、中小規模事業所は事務全般を横断的・総合的に行ったり、複数の業務を兼務している労働者が多いこと、大規模事業所においては、総合職（企画事務）と一般職（定型業務）等で区分していたり、業務が細分化されている場合でも、人事異動により都度配属先の業務を行っているに過ぎず、細分化された職種が賃金を決定づける要素とはなっていないといった実態が確認でき、当該小分類による区分は事業所において独立した職種であるとは言いがたいと考えられたため、比較的独立性の高い「電

話応接事務員」以外の「一般事務従事者」はまとめて1つの職種区分とすることとした。

一方、将来のニーズや労働者のボリュームも考慮し、専門的・技術的職業従事者のうち「製造技術者」については、企業ヒアリングにより記入可能性を確認の上、国勢調査の小分類単位^{*}に細分化した。

※電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）、機械技術者、輸送用機器技術者、金属技術者、化学技術者

調査用品については、試験調査や企業ヒアリングで把握した実態を踏まえ、職種をできるだけ容易に記入できるよう、

- ・ 職種区分の一覧表に、当該区分に属する代表的な職種を例示する（イメージは別紙3を参照）
- ・ 業種ごとに、代表的な職種について該当する職種番号を一覧で示す

といった、該当する職種番号を選択しやすくするための工夫を行うことを予定している。

また、試験調査において、職種番号の記入がない労働者について疑義照会により業務の内容を確認したところ、回答を得られ、職種番号の補定が可能となるケースもあった。このため、職種番号を記入できない場合は備考欄に業務の内容を記載させるようにすることで、疑義照会の件数を減らすと同時に、最終的な未記入を減らすようにすることも有用であると考えられる。

5 職種区分の見直し及び役職者の職種区分の把握については、過去の調査結果との時系列比較についても、配慮されているのか。

(回答)

上記3のとおり、職種区分の変更の前後における接続性を可能な限り確保することを基本的な考え方としている。現行の職種区分は本調査独自の定義となっていることから、日本標準職業分類と整合的な区分に再編するにあたり、必ずしも全ての職種について接続性を確保できるわけではないが、行政運営においてデータを利用している職種^{*}については存続又は接続が可能となるよう配慮している。

※ホームヘルパー、福祉施設介護員、自動車運転者関係（営業用大型貨物自動車運転者など）、港湾荷役作業員 等

また、職種区分の見直し後は、時系列比較に資するよう、現行の職種区分と新職種区分の対応関係について利用者へ情報提供する予定である。

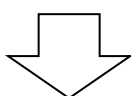
また、役職者については、これまで職種の調査対象としていなかったため、職種別集計は役職者を含まないものとなっていた。今後は、全労働者を職種の調査対象とすることに伴って職種別集計に役職者が含まれることになり、時系列でみた接続を確保

できなくなるため、役職者を除いた集計表を参考として公表することで、現行集計との時系列比較が可能となるようにする。

そのため、現行の調査では企業規模 100 人以上の事業所についてのみ役職を調査しているが、今後は企業規模 10～99 人の事業所についても役職を調査することとする。

<現行調査>

	企業規模 100人以上	企業規模 100人未満
役職者	役職を記入	何も記入しない
非役職者	職種を記入	職種を記入



<変更後>

	企業規模 100人以上	企業規模 100人未満
役職者	役職・職種を記入	役職・職種を記入
非役職者	職種を記入	職種を記入



= 職種別集計の範囲



= 現行職種との接続性確保のため、役職者を除いた集計を参考提供

6 新たな職種区分については、利活用等の観点からみて、十分かつ適切な区分となっているか。更なる改善を図る余地はないか。

(回答)

今回の変更において、現行の職種区分を抜本的に見直し、全労働者を網羅し、日本標準職業分類と統合的な区分に再編した。新職種区分は、現行の職種区分との接続性も考慮しつつ、「専門的・技術的職業従事者」「事務従事者」「サービス職業従事者」の区分を充実させる一方で、これまで過度に詳細な区分となっていた「生産工程従事者」等の区分を整理することにより、現行の 129 区分より 10 区分だけ多い計 139 区分（「分類不能の職業」を除く）としており、報告者負担の過度な増大を抑えながら、近年の職業構造に適合した区分に再編されているものと考えている。これにより、職種別賃金の把握に関する利用者ニーズの充足度が大いに高まることが期待される。

今後は、日本標準職業分類の改定に合わせた見直しのほか、社会情勢や産業構造の変化に応じて、時期を捉えた見直しを行うよう努めてまいりたい。

オ 「役職番号」及び「経験年数」の調査対象事業所の変更【個人票】

(ア) 「役職番号」を把握する範囲の変更

1 本調査事項に係る集計結果については、過去5年間、どのように推移しているのか。

(回答)

別紙1-4のとおり。

2 本調査事項の集計結果については、具体的にどのような利活用ニーズに対応して集計・提供してきたものか。

(回答)

役職は、賃金決定の基本的要素の一つとして賃金構造の分析に欠かせない変数となっている。また、役職者に占める女性割合を算出し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）における企業認定基準の設定のための基礎資料や、働き方改革実行計画の指標である民間企業における女性管理職比率の達成状況の確認資料として利用されている。

3 「企業規模100人以上の事業所」を、本調査事項の調査対象事業所としてきた理由は何か。

(回答)

本調査では、役職者の定義を呼称ではなく職務の内容及び責任の程度によって別紙4のとおり定めている。企業規模100人未満の事業所では、特に部長級、課長級について当該定義に合致する労働者が少ないと思われること、また、同じ役職でも企業規模によってその意味合いが異なり、大企業と中小企業では単純には比較できないことを背景として、企業規模100人以上の事業所に限定して調査してきたと考えられる。

4 試験調査においては、本調査事項の調査対象事業所について、すべての事業所を対象に実施した理由は何か。試験調査では、どのような結果が得られたのか（未記入率・誤記入率を含む。）。また、本件申請では、調査対象事業所を「事業所規模10人以上の事業所」と限定した理由は何か。

(回答)

職種の調査対象を、役職者を含む全労働者に拡大することにより、今後、職種別集計には役職者が含まれることになる。そのため、これまでの役職者を含まない職種別集計とは接続性を確保できず、介護職員の処遇の確認など、重要政策における利活用に支障を来すことが予想された。

現行の集計との接続性を確保するためには役職者を除いた職種別集計表が必要となることから、全事業所の労働者について役職を調査することとし、試験調査においてその記入可能性を把握した。

試験調査の結果は、以下のとおりである。

試験調査における役職者の所定内給与額

	企業規模				
	10人以上計	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
一般労働者のうち 雇用期間の定めなし計	346.4	424.8	319.5	264.3	258.4
部長級	531.1	591.2	588.1	433.3	420.7
課長級	464.6	549.1	465.3	368.2	347.4
係長級	385.5	431.1	378.2	311.9	282.1

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査試験調査」

試験調査における役職者の労働者数及び構成比

	企業規模 10人以上計		1000人以上		100～999人		10～99人		5～9人	
	労働者数 (人)	構成比 (%)	労働者数 (人)	構成比 (%)	労働者数 (人)	構成比 (%)	労働者数 (人)	構成比 (%)	労働者数 (人)	構成比 (%)
一般労働者のうち 雇用期間の定めなし計	25,369,460	100.0	10,169,900	100.0	8,192,130	100.0	7,007,430	100.0	1,714,080	100.0
部長級	842,700	3.3	124,620	1.2	404,990	4.9	313,100	4.5	69,520	4.1
課長級	1,440,110	5.7	407,890	4.0	670,050	8.2	362,160	5.2	59,980	3.5
係長級	1,816,380	7.2	702,620	6.9	753,470	9.2	360,280	5.1	32,060	1.9

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査試験調査」

役職者の有無別職種別所定内給与額（一部職種を抜粋）

職種区分	企業規模10人以上計			企業規模100人以上計			企業規模100人未満(10～99人)		
	職種該当者計		①-②	職種該当者計		①-②	職種該当者計		①-②
	①	役職者を除く ②		①	役職者を除く ②		①	役職者を除く ②	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
看護師	318.3	301.9	16.4	321.2	304.2	17.0	284.3	276.7	7.6
保育士	228.6	223.4	5.2	235.1	231.9	3.2	226.7	221.0	5.7
その他の販売店員	237.1	219.6	17.5	235.2	218.8	16.4	241.6	221.9	19.7

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査試験調査」

企業規模5～9人（事業所規模5～9人）の事業所については、試験調査において高位の役職者の方が数が多くなっているなど、必ずしも本調査の定義に沿った回答が得られていないと考えられること、また、政策立案上、職種別集計はもっぱら企業規模10人以上に関するものが用いられており、企業規模5～9人については職種別集計の接続性を確保する必要性に乏しいことから、報告者負担の過度な増大を避けるため、役職者の調査対象範囲を企業規模10人以上（事業所規模10人以上）に限ることとした。

なお、本調査の調査対象となる範囲においては「企業規模 10 人以上」と「事業所規模 10 人以上」は同じ範囲を指すため、報告者にとっての分かりやすさも考慮し、調査票では「事業所規模 10 人以上の事業所のみ記入してください」と記載している。

令和 2 年以降の役職者の調査範囲

		企業規模		
		100人以上	10～99人	5～9人
事業所規模	100人以上	○	/	/
	10人以上	○	○	/
	5～9人	/	/	×

既存の調査範囲
新たに追加する調査範囲

5 調査対象事業所の範囲を変更することにより、過去の調査結果との時系列比較に支障等は生じないか。

(回答)

上記 3 のとおり、企業規模によって同じ役職でもその意味合いが異なると考えられるため、利用者の誤解をまねかないよう、企業規模 100 人以上と 10～99 人は分けて集計表を作成する予定である。

6 利活用等の観点からみて、本調査事項の把握範囲の変更は、十分かつ適切なものとなっているか。更なる改善を図る余地はないか。

(回答)

これまで企業規模 100 人以上としていた調査範囲を企業規模 10 人以上（事業所規模 10 人以上）とすることで、職種別集計の接続性の確保に資するのみでなく、これまで調査対象外としていた企業規模 10～99 人の事業所における役職者の賃金の実態が明らかになると期待される。

なお、企業規模 5～9 人（事業所規模 5～9 人）については、本調査の定義に合致する役職者はほとんど存在しないと考えられる。当該規模区分は回収率が他と比べて低くなっていることから、報告者負担の増大は極力避ける必要があるため、調査は見送ることとする。

(イ)「経験年数」を把握する範囲の変更

1 本調査事項に係る集計結果については、過去5年間、どのように推移しているのか。

(回答)

別紙1-5のとおり。

2 本調査事項の集計結果については、具体的にどのような利活用ニーズに対応して集計・提供してきたものか。

(回答)

経験年数は、調査対象職種に該当する場合に、その職種の経験年数を他企業における勤務期間も含めて調査するものである。専門性の高い職業を中心として、中途採用時には当該職種でのそれまでの経験が賃金額に大きく影響することが多いと考えられるなど、同じ企業における勤務状況である勤続年数や年齢と異なる賃金決定要素として、経験年数が1つの重要な変数であると考えられることから、調査・集計しているものである。

3 本調査事項について、従来、事業所規模5人以上9人未満の民営事業所に係る集計を行っていない理由は何か。

(回答)

事業所規模5～9人（企業規模5～9人）の区分については、職種別の集計対象労働者数が少なく、これをさらに経験年数等の属性別に集計した場合、表章に耐えうる結果が得られないためである（別紙5参照）。

今回の変更においても、企業規模5～9人の事業所に係る職種別集計は、クロス集計を行う属性は性別のみとし、年齢階級、経験年数別等の集計は行わない計画である。

4 今回の調査対象事業所の範囲変更は、現状の集計範囲を追認するものであり、過去の調査結果との時系列比較の観点からは支障等は生じないと考えられるが、調査票情報の二次的利用等の面で支障が生じる恐れはないのか。

(回答)

統計法第33条に基づく調査票情報の二次利用においては、事業所規模5～9人の事業所の経験年数の提供実績があり、主として研究機関による賃金動向等の多変量解析などの研究目的で利用されている。

経験年数は他の企業の経験も通算して記入する必要があるなど記入者負担の非常に重い調査事項となっており、特に事業所規模5～9人の小規模事業所は回収率が他

と比べて低くなっていることから、集計に利用しない事項の調査を行わないことはやむを得ないと考えている。

5 利活用等の観点からみて、本調査事項の記入対象範囲の変更は、適切なものとなっているか。更なる改善を図る余地はないか。

(回答)

今回の変更は、集計予定のない範囲について記入対象から除外するものであり、報告者負担軽減の観点から適切なものと考えている。

カ 労働者の「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」を把握する調査事項の削除【個人票】

1 本調査事項に係る集計結果は、過去5年間、それぞれどのように推移しているのか。

(回答)

通勤手当、精皆勤手当、家族手当（以下「3手当」という。）については、これまで最低賃金の審議資料に賃金構造基本統計調査の結果を活用するため、特定産業の小規模事業所に限り調査を行ってきた。（最低賃金では3手当を算入しないこととされており、賃金から3手当を控除した額を用いている。）

審議資料の例として、地域別最低賃金引上げの目安額を審議する中央最低賃金審議会において、3手当を控除した上で賃金構造基本統計調査を特別集計して算出した未満率や影響率を使用している（別紙6）。

なお、本調査結果としては、3手当の集計・公表は行っていない。

2 本調査事項の集計結果については、具体的にどのようなニーズに対応して集計・提供してきたものか。集計結果以外に、他の調査事項の審査・分析等に活用していないのか。また、調査票情報の二次的利用の使用例はないのか。

(回答)

3手当については、上記1のとおり、政策立案、行政運営上はもっぱら最低賃金の審議資料に活用するためにのみ調査してきたものである。本調査結果として集計・公表していないことから、その他の行政運営及び集計表による一次利用での利用実績はなく、また、他の調査事項の審査・分析等にも活用していない。

なお、統計法第33条に基づく調査票情報の二次利用においては、利用実績がある（平成29年度：5件、平成30年度：13件）。

3 本調査事項については、他の統計調査の結果により代替可能な情報は入手できるのか。

(回答)

最低賃金の審議資料については、厚生労働省「最低賃金に関する実態調査」を用いて作成できる見込みである。

また、これまで本調査結果としては3手当に係る事項を集計・公表していないが、厚生労働省「就労条件総合調査」において、5年に一度、「通勤手当」、「精皆勤手当、出勤手当」、「家族手当、扶養手当、育児支援手当」等の諸手当について、制度を有する企業割合や労働者1人平均支給額等を調査している。

4 上記 1 から 3 の結果等からみて、削除による支障等は生じないか。

(回答)

現在 3 手当は一部の小規模事業所のみ調査しており、一般的な利用には使い勝手が悪いものとなっていること、最低賃金の審議資料は他の調査で作成可能であることから、3 手当に係る調査事項を削除することによる行政運営及び一般利用上の支障は想定されない。

なお、統計法第 33 条による二次利用では利用実績があるが、今後、行政運営上及び集計表による一次利用の見込みがないことから、報告者負担を考慮すると削除はやむを得ないと考えている。

キ 調査事項の見直しを踏まえた事業所票と個人票の統合

1 調査票の統合に伴い、報告者にとって分かりやすく、回答のしやすい調査票様式となっているか。特に、従来の事業所票で把握していた調査事項については、統合により、調査事項の設問形式やレイアウト等が変更されることとなり、報告者に紛れが生じるなどの支障はないか。

(回答)

統合後の調査票においては、①回答欄以外の箇所に着色することにより、視認性を高める、②「労働者に係る事項」部分の選択肢を1人目の回答欄のみ文字で記載して2人目以降は番号のみとすることにより、スペースを節約しつつ報告者に記入内容が視覚的に分かりやすいように改善するほか、③給与額を記入する調査項目において報告者が賃金台帳等から転記する際の四捨五入の負担をなくすため、従来の百円単位の記入欄を改めて円単位の記入欄とする、④記入労働者数（従来は抽出労働者数）欄への記入を5項目（雇用形態別、男女別労働者数）から3項目（雇用形態別、男女計労働者数）に減らすなど、報告者が回答のしやすい調査票様式となるよう工夫している。

調査票のレイアウトについては、基本的に、従来と記載の順序が変わらないよう回答欄を配置している。また、回答を求める内容が従来の調査票と同一の事項については基本的に同一の説明書きを使用し、内容に変更がある記入事項には調査票に詳細な説明書きを行うことに加え、別途事業所に配布する記入要領や記入要領早見表においても詳細な説明を行うことで、報告者に紛れが生じないようにする。

2 統合後の調査票については、調査事項の縮減、レイアウトの見直しなど、更なる改善を図る余地はないか。

(回答)

調査票を1種類に統合することにより、従来の2種類の調査票を用いる場合と比べて紙面のスペースが限られるが、「新規学卒者の初任給額及び採用人員」等の調査項目の削除に加えて、スペースに無駄が生じないようにレイアウトの見直しを行うことで、必要な説明書きを減らさないようにする等、報告者に分かりやすい調査票となるようにしており、適切なものと考えている。

(2) 調査方法の変更

1 本調査における回収率は、過去5か年間、どのように推移しているか。

(回答)

本調査の有効回答率の推移は以下のとおりである。

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
74.0%	75.1%	73.8%	72.6%	72.4%

2 前回調査から導入した一括調査による回答を希望した報告者は、調査対象事業所のうち、どの程度を占めるのか。そのうち、電子媒体による調査票の提出を希望した報告者は、どの程度を占めるのか。

(回答)

令和元年調査の調査対象事業所数は 78,482 であり、そのうち、一括調査の対象となった企業数は 661、調査対象事業所数は 5,041 となっている。また、電子媒体による調査票の提出を希望した企業数は 114 である。

3 前回調査における調査方法の一部変更に伴い、実査上の混乱や支障等は生じていないのか。前回調査から導入した一括調査や都道府県労働局との間の回収状況・督促履歴等をオンタイムで管理・共有するシステムは、有効に機能しているか。更なる改善や拡充を図る余地はないか。

(回答)

調査計画に則って調査を行っているところであるが、答申を得た時期から調査開始までの期間が短く、一括企業の募集期間を十分に設けることができない、準備の事務処理が短期で集中的に行う必要があったこと以外は、現在のところ、混乱・支障等は生じていない。オンタイムで管理・共有するシステムについては、調査実施前に、運用テストを行ったところ、特段の支障なくテストを終了した。実際運用して、確認できた課題や労働局からの要望等を踏まえつつ、必要に応じて、更なる改善等を行っていく。

4 令和2年以降の一括調査については、前回調査の一括調査と対象範囲や手続き等が異なるのか。また、前回調査の経験や報告者の意見を踏まえ、必要な改善措置を講じたのか。

(回答)

令和2年の一括調査については、対象範囲、手続きともに令和元年と同様の予定で

ある。しかし、令和元年における一括調査の募集期間については十分に設けることができなかつたことを踏まえ、令和 2 年調査では、募集期間をより長くし、また、一括調査を広報誌等も用いてより広く周知することにより、一括調査企業の拡大に努める予定である。なお、令和元年調査時に確認できた他の課題や企業からの意見があれば、それらを踏まえつつ、必要な改善措置を講じる。

5 オンライン調査は、どのような手順・方法により実施する計画か。また、報告者の利便性にも配慮されたシステム・機能となっているか。

(回答)

賃金構造基本統計調査では、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用して、オンライン調査を実施する予定である。全調査対象に調査開始時点で ID と PW を付与し、報告者は手続なくオンラインによる回答を可能とする予定である。また、オンライン調査システムに搭載する電子調査票は、調査項目の入力内容もれチェック機能や回答不要な項目への入力抑制機能などを搭載する予定であり、報告者の利便性にも配慮する。

6 導入の検討に当たって、オンライン回答率の目標は、どの程度に設定しているのか。また、オンライン調査の円滑な導入や、オンライン回答率の向上に向けて、具体的にどのような取組を行う予定か。

(回答)

令和 2 年調査におけるオンライン回答率は 10% を目標として設定する。また、電子調査票として取り込むデータ仕様を開示し、民間ソフトウェア会社が開発している人事・労務ソフトウェアに対して、調査票様式に沿った形でのデータ出力機能を備えるよう勧奨を行うなど、オンライン調査の円滑な導入や、オンライン回答率の向上に向けた取組を行うこととする。

7 民間事業者を活用した郵送調査により実施した試験調査では、どのような回収率・記入率となっているのか。本件申請に当たっては、当該検証・分析結果を踏まえ、どのような見直し・改善を図ったのか。

(回答)

(1) 試験調査の回収状況及び記入状況について

試験調査の回収率及び有効回答率は、以下のとおりである。

なお、本体調査と試験調査では標本設計が大きく異なっている。平成 29 年本体調査の有効回答率は、調査対象計で 72.6% であるが、これを産業・事業所規模別構成を

試験調査の構成にそろえて推計すると、67.1%となり、試験調査とは6.6ポイントの差がある。

	標本 事業所数 ①	回答事業所数		回収率 (%) ②÷①×100	有効回答率 (%) ③÷①×100	(参考) H29本体調査の 有効回答率
		②	うち有効回答数 ③			
調査産業計	1,800	1,131	1,089	62.8	60.5	72.6
D 建設業	300	188	187	62.7	62.3	73.4
E 製造業	300	195	189	65.0	63.0	76.8
I 卸売業, 小売業	300	191	184	63.7	61.3	70.9
M 宿泊業, 飲食サービス業	300	149	139	49.7	46.3	53.8
P 医療, 福祉	300	215	207	71.7	69.0	78.7
X その他の産業	300	193	183	64.3	61.0	74.2
事業所規模計	1,800	1,131	1,089	62.8	60.5	72.6
100人以上	104	65	63	62.5	60.6	82.1
30~99人	496	319	315	64.3	63.5	77.6
10~29人	600	382	370	63.7	61.7	71.9
5~9人	600	365	341	60.8	56.8	55.1

(注)「その他の産業」は、調査産業のうち、特記した産業以外をまとめたもの。

また、主な調査事項毎の記入率は以下のとおりである。

		記入率 (%)				回答 労働者数 (人)
		最終学歴	勤続年数	職種	経験年数	
一般労働者	雇用形態計	97.4	99.7	96.7	95.4	12,350
	正社員・正職員	97.7	99.9	96.7	95.7	10,573
	正社員・正職員以外	95.6	98.8	96.7	93.9	1,777
	雇用期間の定め無し	97.6	99.7	96.6	95.6	10,611
	雇用期間の定め有り	96.2	99.5	97.4	94.8	1,739
短時間労働者	雇用形態計	79.4	98.6	96.7	94.6	4,267
	正社員・正職員	92.4	96.2	94.0	88.6	184
	正社員・正職員以外	78.8	98.7	96.9	94.8	4,083
	雇用期間の定め無し	84.9	98.0	95.5	91.9	1,637
	雇用期間の定め有り	76.0	98.9	97.5	96.2	2,630

注 1) 企業規模10人以上の事業所についての数値である。

2) 民間事業者及び厚生労働省において疑義照会を行い把握した分も含む。

(2) 試験調査の結果を踏まえた今後の方策について

ア 督促の強化

試験調査では、提出期日前に督促を行うことで、調査票の早期回収が可能となり、最終的な回収率の向上及び審査・疑義照会期間の確保につながったと考えられた。

そこで、本体調査においても令和元年調査から提出期日前に報告者に対して「リマインド」の連絡を行い、提出を促す取組を行うこととした。今後は、令和元年調査の取組に関する検証結果も踏まえ、より効果的な督促方法を検討していく。

イ 民間事業者の活用

試験調査は民間事業者に委託して行ったが、種々の方策をとったにもかかわらず、

一般統計調査と基幹統計調査の違いはあるが、なお回収率が本体調査の水準を下回っており、都道府県労働局が調査事務を担っていることが、回収率の維持に一定の貢献をしていることは否定できない。一方で、令和元年調査から導入する一括調査や、令和2年調査から導入を予定するオンライン調査は、都道府県労働局を經由する調査系統になじみにくく、また、厚生労働省及び都道府県労働局の人員体制を考慮すると、民間事業者の活用による調査の効率化は喫緊の課題である。

そのため、今回変更では、実査業務の難易度が比較的低いと考えられる一括調査及びオンライン調査について、審査等の業務を民間委託により実施することとした。

実査の全面民間委託に当たっては、費用対効果を考慮し、オンライン回答率を向上させるとともに審査・照会業務の効率化を一層進める必要があると考えている。また、令和2年調査から調査項目等の大幅な見直しを予定している中、報告者への指導や督促、審査、照会等を的確かつ効率的に行う方法が確立できているとは言えず、また不測の事態が発生する可能性も否定できないことから、当分の間は調査事務の基幹的な部分については、本調査の調査事務の経験や地域の事業主とのつながりを有し、不測の事態が生じた場合にも臨機の対応を本省から指示しやすい都道府県労働局に担わせることとする。

今後、オンライン回答率を向上させること、また一括調査及びオンライン調査の民間委託の検証をとおして将来的な民間委託範囲の拡大について引き続き検討を行いたい。

8 民間事業者の活用に当たっては、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年各府省統計主管課長等会議申合せ）に沿って、報告者の秘密保護及び信頼性の確保並びに統計調査の適正かつ確実な実施の確保の観点から、回収状況・督促履歴等をオンタイムで管理・共有するシステムの活用を含めて、どのような措置を講ずることとしているか。また、民間事業者の活用範囲を拡大し、更なる統計調査業務の効率化を図る余地はないか。

(回答)

以下、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に沿って、令和元年における、民間事業者に委託する際に行っていることを踏まえつつ、令和2年より、どのような措置を講じていくか説明する。

Ⅲ 民間委託に当たり講ずべき措置

4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保

(1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保

ア 秘密の保護の徹底

調査票情報を扱う業務を民間事業者に委託する際、入札参加業者から、業務処理の

体制や調査票情報の保管体制等を確認できる書類を提出させ、秘密の保護が適切に行える業者かどうかを確認している。

これを踏まえつつ、調査票の審査等を民間事業者に委託する際も、同様の書類を提出させ、秘密の保護が適切に行える業者かどうか確認することとする。

委託先が講ずべき措置については、業務上知り得た事項について秘密保持等に関する誓約書を提出させるとともに、仕様書により、適正な管理のために必要な措置をさせ、立入検査等を行い、その実施状況等を確認しているが、委託先が研修や訓練を行ったことについては、聞き取り等で確認してきたがそれを示す書類・資料等の提出を求めていなかったため、令和2年調査からは求めることとする。

また、統計作成過程が利用者から信頼されるよう、統計の作成方法について（例えば、データ入力業務の作業方法等の非標本誤差の発生をどのように軽減しているかなど）を明らかにするとともに、秘密の保護についてホームページに掲載しているところである。令和2年調査以降も、引き続き、信頼性を確保できるよう必要な情報を明らかにしつつ必要な措置を講じていく。

イ 調査票情報等の適正な管理

調査票情報等を扱う業務については、民間事業者に対して、仕様書により「調査票情報等の適正な管理のため委託先が講ずべき措置」を講じさせ又は業務上知り得た事項について秘密保持等に関する誓約書を提出させている。令和2年以降も引き続き、調査票情報等の適正な管理のために必要な措置を講じていく。

ウ その他

令和元年調査では、報告者と直接接する業務で民間事業者を活用してこなかった。令和2年調査では、一括調査等で調査票の回収、審査又は照会業務について民間事業者を活用することとしているため、報告者が安心して調査に協力できるよう、ホームページに委託先の民間事業者名等を示すとともに、当該事業所が適切な秘密保護措置をしている旨を示すこととする。また、報告者に調査票を発送する際、調査用品の一部に、厚生労働省の連絡先を明記する。

(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理

令和2年調査より民間事業者に委託する業務については、令和元年調査における一括調査や電子媒体による提出等の実績を踏まえて、回収率や督促の実施状況等を管理指標として、統計の品質の維持・向上を図る。また、民間事業者が適切に審査・照会・督促が行えるよう、業務従事者に対して教育・訓練を行うことを必須とするとともに、その実施状況やその際に用いた資料の報告を求める。また、必要に応じて、当方から資料等を民間事業者に示して、教育・訓練が適切に行えるよう助言・指導を行うこととする。

なお、オンタイム管理する項目や方法等については、本年の調査状況等を踏まえ、

検討していくことを考えている。

民間事業者の活用範囲の拡大、更なる統計調査業務の効率化については、7（2）イのとおり。

9 事業所内の全ての労働者について回答する事業所については、どの程度と見込んでいるか。また、全ての労働者を報告した場合、どのような推計・集計を行なうのか。

（回答）

試験調査と同時に実施したアンケート調査の結果を踏まえると、事業所の全労働者について回答を希望する事業所は多くても1割程度であると見込んでいる。

	労働者を抽出して回答するのがよい	全労働者について回答するのがよい	計	回答事業所数
企業規模計	91.4%	8.6%	100.0%	350
1,000人以上	86.8%	13.2%	100.0%	91
100～999人	94.5%	5.5%	100.0%	127
10～99人	94.7%	5.3%	100.0%	132

資料出所：厚生労働省が「賃金構造基本統計調査試験調査」と同時に実施したアンケート調査による。

企業ヒアリングを行ったところ、職種については企業が管理しているデータと本調査の職種区分が一致せず、一人ずつ本調査の職種区分から選択する必要があるため、オンライン等で回答できるようになっても必ずしも全労働者について回答する方が負担が少ないとは限らないことが要因と考えている。

推計方法について、従来、労働者抽出に係る復元方法は、原則として、労働者抽出率の逆数を復元倍率とするが、抽出された労働者数が「事業所の労働者数×労働者抽出率」から一定基準を超えて乖離しているときは「事業所の労働者数÷抽出された常用労働者数」を復元倍率としていた。また、常用労働者全体で1つの復元倍率を設定していた。

今回の変更において、抽出された労働者数にかかわらず常に「事業所の労働者数÷抽出された労働者数」を復元倍率とし、さらに雇用形態（正社員・正職員／正社員・正職員以外）別に復元倍率を設定する方法に見直すこととしている。これにより、事業所によって全労働者を回答するなど労働者の抽出率が異なる場合にも適切に復元できるほか、正社員・正職員のみ全労働者を回答するという状況にも対応可能となっている。

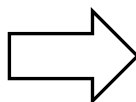
(労働者抽出に係る復元の計算例)

○事業所の常用労働者数

常用労働者		104
		102
正社員・ 正職員	男	86
	女	16
		2
正社員・ 正職員 以外	男	1
	女	1

抽出率

1 / 5



○抽出された常用労働者数

常用労働者		22
		21
正社員・ 正職員	男	17
	女	4
		1
正社員・ 正職員 以外	男	1
	女	0

○現行の復元結果

復元倍率：5.000（抽出率逆数）

常用労働者		110
		105
正社員・ 正職員	男	85
	女	20
		5
正社員・ 正職員 以外	男	5
	女	0

○見直し後の復元結果

復元倍率

正社員・正職員 4.857（=102/21）

正社員・正職員以外 2.000（=2/1）

常用労働者		104
		102
正社員・ 正職員	男	83
	女	19
		2
正社員・ 正職員 以外	男	2
	女	0

10 統計調査業務の効率化、地方実査機関の負担軽減及び報告者の利便性の向上等の観点からみて、調査方法について、更なる改善を図る余地はないか。

(回答)

今回の変更において、オンライン調査（CSV形式等による電子データでの提出を含む）を導入することにより、電子的な方法での回答を希望する報告者の利便性向上を図った。また、電子媒体による提出を一括調査以外でも可能とすることにより、電子的な方法による回答を希望するが、機微な情報をオンライン送信することに抵抗感のある報告者への対応も可能となる。

また、一括調査に係る配布、回収、審査等の実査業務及びオンライン回答（電子媒体による回答を含む）による調査票の審査について、民間事業者を活用することとした。

将来的には、限られたリソースで質の高い統計を作成できるよう、民間事業者を活用する範囲の拡大等、さらに調査の効率化を進めてまいりたい。

(3) 集計事項の変更

1 追加する集計事項の表章様式は、具体的にどのようなものか。当該集計事項については、どのような利活用等が予定されているのか。また、職種区分の変更に当たっては、これまでの集計結果との対応にも配慮されたものとなっているか。

(回答)

職種区分を日本標準職業分類と整合的な区分とすることに伴い、職種別集計について職業大分類別の集計を追加するとともに、産業（大分類）と職業（大分類）のクロス集計（第15表）を行う計画である。

これは、職種区分の見直しに伴い調査事項から削除する「労働者の種類」別集計を拡大したものと位置づけられるとともに、産業による職種別賃金の差異を把握するなど、職種別賃金分析の有用性を高めるものであり、民間企業等における一般的な利用のほか、学術研究においても幅広い利活用が期待できる。

また、短時間労働者の経験年数については、これまでも調査対象になっていたものの集計事項となっていなかったため、短時間労働者の職種、経験年数別集計表を追加する計画である。短時間労働者についても、専門的・技術的職業を中心に経験年数により大きく時間当たり賃金が異なることが考えられ、集計表の追加によりこうした状況の把握が可能になると考えられる。

なお、職種区分の変更に当たっては、現行の職種との対応関係や日本標準職業分類との対応関係について情報提供を行うことで、過去の調査結果や他統計との比較に配慮する。

2 過去の調査結果（現在実施中の令和元年調査を含む。）において未集計・未公表となっている個々の集計事項とは、具体的にどのようなものか。

(回答)

総務大臣の承認を受けた調査計画における集計事項のうち、未集計・未公表となっていたのは以下のものである。

・「企業規模5～9人」の集計結果は存在するものの、統計表を公表していないもの

① 「職種、年齢階級別所定内給与額等」

企業規模、職種、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

② 「初任給額等」

産業、企業規模、性、学歴別初任給額及び新規学卒労働者数

・「企業規模5～9人」の区分を、集計していないもの

③ 「標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布」

産業、企業規模、性、労働者の種類、学歴、特定年齢別標準労働者数及び分布

特性値

④ 「初任給額の分布」

産業、企業規模、性、学歴、初任給額階級別新規学卒労働者数及び分布特性値

3 未集計・未公表となっていた集計事項の始期はいつか、また、未集計・未公表に至った経緯等は何か。

(回答)

上記 2 の事項について、未集計・未公表となった始期は以下のとおりである。

① 職種、年齢階級別所定内給与額等

※昭和 63 年から未公表（昭和 62 年までは閲覧公表。）

② 初任給額等

※昭和 51 年から未公表（昭和 51 年から調査を開始した。）

③ 標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布

※平成 17 年から未集計（平成 17 年から集計事項に含めた。）

④ 初任給額の分布

※平成 17 年から 20 年まで未集計、平成 21 年から未公表（平成 17 年から集計事項に含めた。）

また、未集計・未公表に至った状況及び経緯は以下のとおりである。

- ・ 「企業規模 5～9 人」について、企業規模 10 人以上と同様に集計すると、特に集計対象限定される集計表や集計区分が多岐にわたる集計表については統計としての精度が担保されない部分がある中、調査計画を変更して公表等を取り止めるなどの判断を行わないまま保留されていたこと
- ・ このような状態は、昭和 51 年、平成 17 年といった各調査事項の追加を行う調査計画変更後の集計時において生じており、調査計画への反映・確認の際に事務誤りがあったことが推察されること
- ・ 各年の調査公表時においては、前年と同様の集計表の公表を行う事を主眼としており、調査計画との突合までの作業が行われていなかったこと

4 未集計・未公表事項については、具体的にどのように対応するのか（追加公表を行う場合はその具体的時期、未公表とする場合はその理由等）。

(回答)

今般、「企業規模 5～9 人」の区分が未集計・未公表となっていた個々の集計事項について、統計精度の確保や利活用の観点から精査を行い、以下のとおり対応することとする。

① 職種、年齢階級別所定内給与額

「企業規模 5～9 人」の区分について、平成 30 年調査で職種別に一般労働者の集計対象労働者数を見ると、最も多い職種でも「営業用大型貨物自動車運転者」や「自動車整備工」で 600 人を超える程度であり、8 割以上の職種で集計対象労働者数が 200 人以下となっており、企業規模 10 人以上の区分と比べても一桁程度少ない。(別紙 5 参照)

このため、性、年齢階級別の表章区分ごとのサンプルサイズは極めて小さくなり(平成 30 年調査の職種×性×年齢階級別の表章区分ごとのサンプル数は、過半数がゼロ、83%が 5 以下、95%が 20 以下)、表章に耐えうる結果が得られないことから、「企業規模 5～9 人」については年齢計のみ公表し、年齢階級別集計の公表は見送ることとする。

年齢計については、未公表となっていた昭和 63 年以降分を追加公表することとし、令和元年 8 月末までの完了を目指す。

③ 標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布

標準労働者は学校卒業後直ちに企業に就職し、同一企業に継続勤務しているとみなされる労働者であるが、「企業規模 5～9 人」の区分における標準労働者の比率は、学歴計で一般労働者の約 7% (平成 30 年調査) となっており、集計の対象となる労働者はごく一部に限られる。平成 30 年調査について当該集計事項の試算を行ったところ、多くの区分で該当労働者数がゼロ又は極めて少数となるなど統計精度が確保できず、集計しても利用に耐えうるものとはならないため、「企業規模 5～9 人」については公表を見送ることとする。(別紙 7 参照)

② 初任給額等、④ 初任給額の分布

「企業規模 5～9 人」の区分における新規学卒者数は非常に少なく、平成 30 年調査結果では高校卒で 1750 人、大学卒で 850 人(復元労働者数)となっている。また、集計対象事業所数も、高校卒で 35 事業所、大学卒で 40 事業所と極めて少ない。その結果、該当労働者数がゼロの区分も多く、集計しても利用に耐えうるものとならないため、公表は見送ることとする。(別紙 8 参照)

5 上記を含め削除を予定している集計事項について、削除することによる結果利用上の支障はないか。

(回答)

上記の未集計・未公表となっていた集計事項を含め、削除を予定している表は統計精度が確保できず表章に耐えないもの(別紙 9、別紙 10 参照)、又は「初任給」や「労

働者の種類」など調査事項の廃止に伴うものとなっている。

このうち、初任給に関する集計については個人票による代替集計を提供することとしている。また、労働者の種類に関する集計については、従来の労働者の種類（「生産労働者」と「管理・事務・技術労働者」）と職種区分の対応関係を情報提供することにより、結果利用上の支障が生じないように配慮する。

6 回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更については、当該変更に伴い、過去の調査結果との断層はどれくらい生じるのか。また、調査結果の遡及推計については、いつの調査結果まで遡って行うのか。

(回答)

回収率を考慮した推計方法として、以下の3案について検討を行った。

(案1) 母集団の事業所数に対する有効回答事業所数の割合の逆数を用いる方法

$$\frac{\text{母集団事業所数}}{\text{有効回答事業所数}} \times \frac{\text{常用(臨時)労働者数}}{\text{標本常用(臨時)労働者数}}$$

= 事業所抽出率の逆数 × 回収率の逆数 × 労働者抽出率の逆数

(案2) 調査結果の常用労働者数が母集団の常用労働者数に一致するよう復元する方法

$$\frac{\text{母集団事業所の母集団名簿上の常用労働者数の合計}}{\text{有効回答事業所の調査時の常用労働者数の合計}} \times \text{労働者抽出率の逆数}$$

(案3) 母集団における有効回答事業所の常用労働者数シェアの逆数を用いる方法

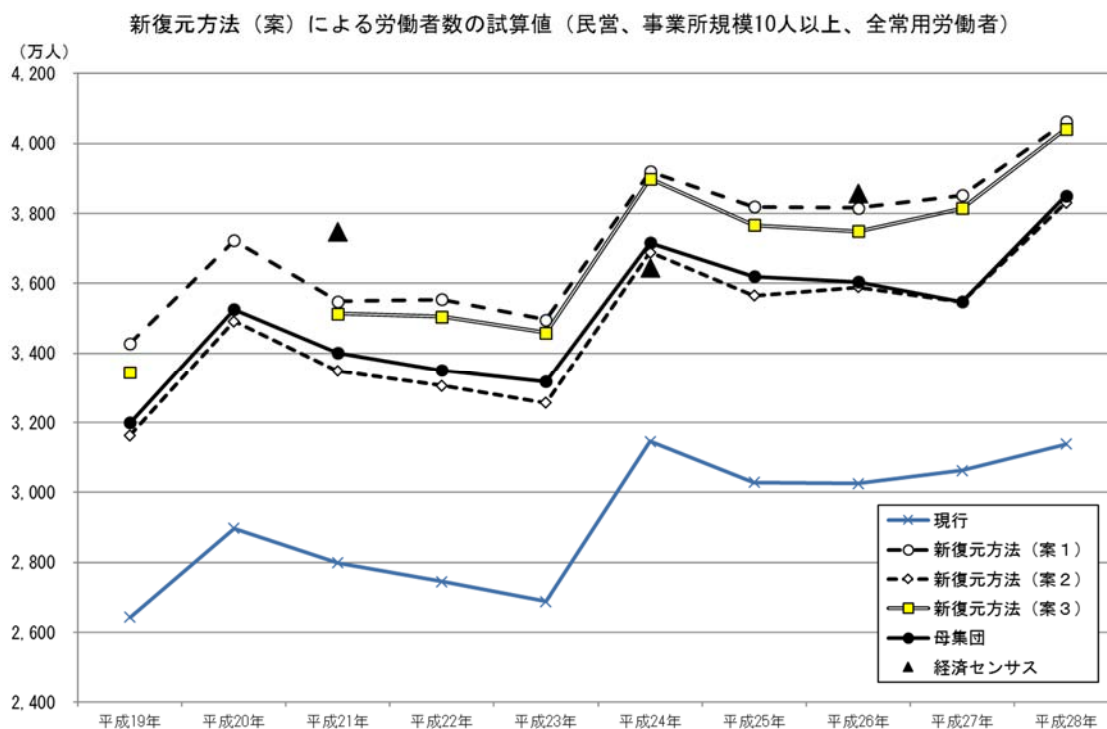
$$\frac{\text{母集団事業所の母集団名簿上の常用労働者数の合計}}{\text{有効回答事業所の母集団名簿上の常用労働者数の合計}} \times \text{労働者抽出率の逆数}$$

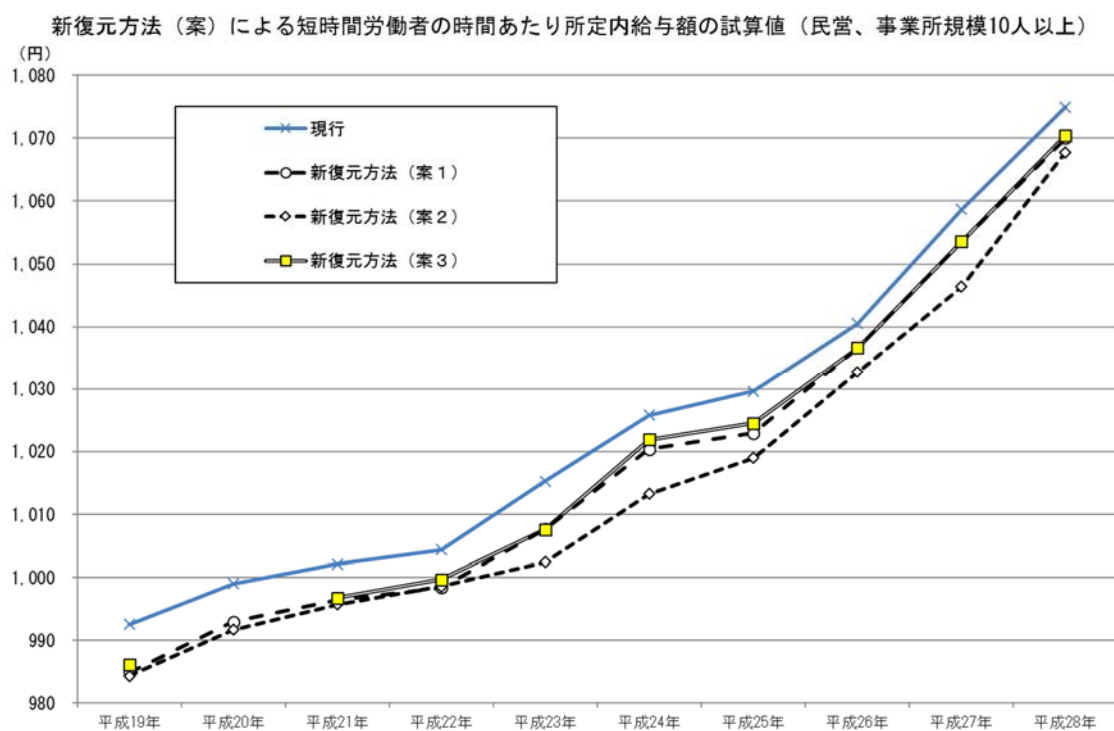
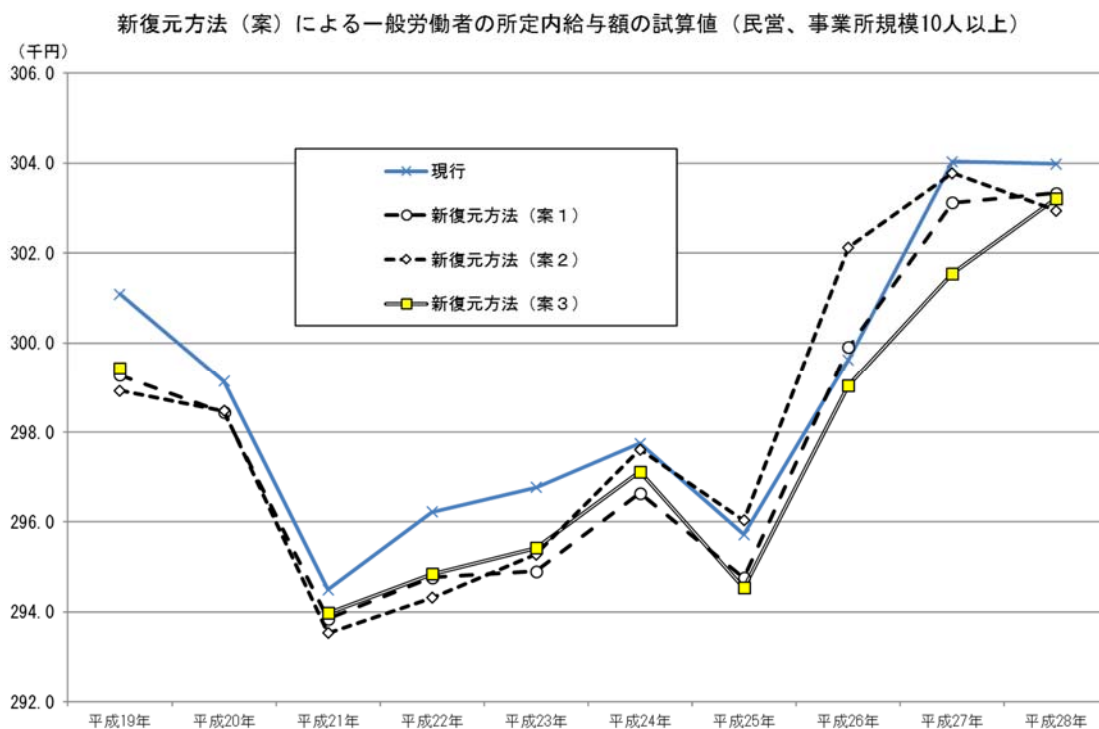
各復元方法の特徴は、以下のとおりである。

案1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計算方法が最も単純でわかりやすい。 ・ 多くの統計調査で採用されている。
案2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母集団情報の常用労働者数にほぼ一致する。 ・ 母集団情報からの時点変化が反映されない。 ・ 復元倍率が1倍を下回る場合がある。 ・ 臨時労働者数の復元に常用労働者数を用いる必要がある（母集団において臨時労働者数が0の層があるため）。
案3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計算方法がやや複雑。 ・ 層内で事業所規模により回収率に差がある場合にも推計労働者数が過大にならない。

・臨時労働者数の復元に常用労働者数を用いる必要がある（母集団において臨時労働者数が0の層があるため。）。

それぞれの案について、労働者数及び所定内給与額等の試算を行ったところ、労働者数については、案1～3とも現行調査よりも母集団労働者数に近くなり、案1と3では母集団労働者数よりもやや多くなった。所定内給与額については、産業計で見ると、一般労働者、短時間労働者ともにいずれの案でも現行調査と比べて±1%以内の差異となっている。





案1～3のうち、案2については、母集団情報からの時点変化が反映されないこと等から、案1又は案3を採用することが適当である。

一方、案1については、同一層内での事業所規模によって回収率に差が生じているような場合、推計常用労働者数が過大(又は過小)に評価されるという問題があるが、案3では上記特徴のとおりこうした問題が発生しにくい。この点については、案1と

案 3 による推計労働者数にほとんど乖離がないことなどから、案 1 により常用労働者数が過大（又は過小）に推計される懸念は大きくないと考えられ、これを理由として案 3 を採用する必然性は小さい。案 1 と案 3 の試算結果を比較すると、賃金額についても大きな差異は見られないため、簡潔性の観点から、案 1 を採用することが適当であるとの結論に至った。

案 1 の復元倍率による産業別、企業規模別等の推計結果は別紙 11（労働者構成比）、別紙 12（一般労働者の所定内給与額）のとおりである。

また、調査結果の遡及推計は、データの保存状況を考慮し、平成 18 年以降について行うことを検討している。

7 集計事項については、調査結果の精度確保や利活用等の観点からみて十分かつ適切なものとなっているか。更なる見直し・改善の余地はないか。

（回答）

今回申請における集計事項については、統計精度の観点から表章に耐えない統計表は削除する一方、基本的に従来公表していた統計表は引き続き集計・公表することとしている。また、職種区分の見直しに伴い、職種大分類別の集計表や産業と職業のクロス集計の追加も予定しており、本調査の利活用ニーズを一層満たすことができるようになるものと考えている。

2 「諮問第 127 号の答申 賃金構造基本統計調査の変更について」（平成 31 年 4 月 26 日
付け統計委第 11 号）における今後の課題への対応状況について

(1) 統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供

1 当該課題について、厚生労働省は、前回答申以降、具体的にどのような検討を行い、どのような結果や方針等が得られたのか。検討・取組中となっている点については、いつまでに結果を得る予定か。

(回答)

① 毎月勤労統計との比較に関する技術的な検討結果等を基にした情報提供

第 100 回人口・社会統計部会において、まずは毎月勤労統計と賃金構造基本統計それぞれの調査票を用いて、両統計で調査対象範囲を揃えて集計を行い、比較するとの方向性を御説明させていただいたところ。現在は、この方針に基づき実際に試算を行っている。

② 賃金水準について、類似統計との比較可能性も含めた検討

賃金構造基本統計と類似の統計としては、上記の毎月勤労統計の他、労働者個人毎にその属性別の賃金を調査するものとして人事院「職種別民間給与実態調査」や国税庁「民間給与実態統計調査」がある。

これら 2 調査と賃金水準を比較することについて検討を行ったところ、

- ・ 人事院「職種別民間給与実態調査」については、調査対象労働者が公務と同職種の常時勤務する従業員に限られ、集計もこれらの職種ごとに行われていること、また、調査対象が企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の事業所に限られ、小規模事業所がカバーされていないこと（賃金構造基本統計調査については、事業所規模 50 人未満の事業所が母集団の半数以上を占めている）
- ・ 国税庁「民間給与実態統計調査」については、年収を調査しており、単月で把握する賃金構造基本統計調査とは調査事項が異なること

など、調査対象、調査事項に大きな相違があることから、賃金水準に差があったとしてもこれらの要因に帰する部分が大きく、毎月勤労統計とは異なり、これを比較分析することにより本統計の特徴を明らかにするなどの成果を得ることは困難であると考えられる。

一方、統計間の役割の違い（例えば、毎月勤労統計は動態統計で賃金構造基本統計は構造統計であるなど）や調査目的、調査方法等の違いを比較し統計利用者へ情報提供することについては、これら 2 調査についても可能であり、本調査の利活用を図る上で有益であると思われる。

このため、今後、人事院及び国税庁と調整した上で、上記 2 調査と賃金構造基本統計調査との役割の違い等の情報を、厚生労働省ホームページに早期に掲載することを検討している。

2 厚生労働省の対応は、十分かつ適切なものとなっているか。統計利用者の利便性の向上等の観点から、統計利用者に対する情報提供として、更なる取組の余地はないか。

(回答)

上記1について、現在行っている試算又は検討を通して明らかになった事項について、厚生労働省ホームページ等で分かりやすく情報提供することで、本統計への理解が一層深まることが期待できる。

また、上記1①毎月勤労統計との比較に関しては、前回答申において指摘のあった両調査で対象となっている同一事業所の個票ベースでの比較についても、集計値の比較結果を踏まえながら、本調査の特徴がより明らかになるような形で試算することを検討している。

(2) 個人票における匿名データの提供検討

1 当該課題について、厚生労働省は、前回答申以降、どのように検討を進めているか。今後の検討のスケジュールは、どのようになっているか。

(回答)

第100回人口・社会統計部会において、本調査の個人票には都道府県、産業、企業規模等の調査客体の特定につながりやすい情報が付与されていることを踏まえ、匿名データ化が可能か、また可能な場合の匿名化基準について、総務省と連携しつつ、統計研究研修所の支援を受け検討を行うとの方向性を御説明させていただいたところ。

現在は、当省において、データ項目毎に匿名化を行う上での具体的な課題の洗い出しを行っているところである。

今後は、第Ⅲ期基本計画の計画期間中に匿名データの提供を開始できるよう、検討をさらに進めてまいりたい。

2 厚生労働省の対応は、十分かつ適切なものとなっているか。更なる取組の余地はないか。

(回答)

匿名データを提供できれば、構造調査としての本調査の有用性を一層高め、学術研究や高等教育など様々な利用者にとって利便性が向上すると思われることから、事業所系調査では前例がないという困難はあるが、第Ⅲ期基本計画の計画期間中に結論を得られるよう、検討を進めているところである。

(3) 調査方法の見直し、公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、事業所内の全労働者調

査の検討

1 残された課題については、厚生労働省は、前回答申以降、具体的にどのような検証・検討を行い、どのような結果や方針が得られたのか。

(回答)

前回答申において指摘のあった課題のうち、今回申請において結論を得ていない事項について、検討状況は以下のとおりである。

①外国人労働者の国籍の把握

令和元年調査より、外国人労働者に係る調査事項として「在留資格」を追加したところである。調査事項に「国籍」を追加することについては、令和元年調査における在留資格別集計（令和2年3月頃公表予定）の検証結果を踏まえ、統計精度の確保や利用者ニーズ、報告者負担の軽減に留意しつつ引き続き検討を行う。

②外国人労働者の「在留資格」に関連した集計事項の充実

「在留資格」に関連して、利用者ニーズの高い性別、地域別等の集計を行うことが可能かどうか、令和元年調査における外国人の集計対象労働者数等を踏まえ、統計精度の確保に留意しつつ令和元年調査の公表時期までに検討を行う予定である。

2 厚生労働省の対応は、十分かつ適切なものとなっているか。更なる取組の余地はないか。

(回答)

現時点では、本調査で初めて外国人労働者に関連した調査を行うこともあり、まずは在留資格別の集計を適切に公表できるよう、回収率の向上等に留意し実査の確実な実施に努めてまいりたい。

その上で、外国人労働者に関する統計のさらなる充実について、令和元年調査における在留資格に関連した調査結果や、令和2年調査から予定している調査事項の変更、オンライン調査や民間委託の導入など調査方法の変更の影響も確認しながら、引き続き検討を進めてまいりたい。

新規学卒者の初任給額及び採用人員

年	初任給額(男)				初任給額(女)			
	高 校 卒	高 専・短 大 卒	大 学 卒	大学院 修士課程修了	高 校 卒	高 専・短 大 卒	大 学 卒	大学院 修士課程修了
平成26年	千円 161.3	千円 176.1	千円 202.9	千円 227.7	千円 154.2	千円 172.8	千円 197.2	千円 230.7
27	163.4	177.3	204.5	228.5	156.2	174.6	198.8	228.5
28	163.5	179.7	205.9	231.7	157.2	175.2	200.0	229.7
29	164.2	180.6	207.8	233.6	158.4	178.4	204.1	232.4
30	166.6	182.9	210.1	239.9	162.3	180.4	202.6	234.2

年	採用人員(男)				採用人員(女)			
	高 校 卒	高 専・短 大 卒	大 学 卒	大学院 修士課程修了	高 校 卒	高 専・短 大 卒	大 学 卒	大学院 修士課程修了
平成26年	十人 7629	十人 2537	十人 12011	十人 2741	十人 4237	十人 3828	十人 9108	十人 581
27	8417	2492	11974	2463	4443	4522	9666	504
28	8312	2593	13516	2865	4599	4438	10251	593
29	7759	2281	12371	2610	4490	4163	10221	602
30	7580	2297	11437	2183	3982	3588	9448	570

個人票を用いた代替集計による初任給額及び採用人員(年齢幅2歳、正社員・正職員かつ雇用期間の定めなし)

年	初任給額(男)		労働者数(男)		初任給額(女)		労働者数(女)	
	高 校 卒	大 学 卒	高 校 卒	大 学 卒	高 校 卒	大 学 卒	高 校 卒	大 学 卒
平成26年	千円 169.7	千円 211.2	十人 6545	十人 9110	千円 161.9	千円 207.0	十人 3160	十人 8268
27	173.5	214.6	6903	9440	164.3	210.6	3638	9805
28	175.2	219.6	6769	9934	169.0	211.7	3766	9036
29	175.1	218.8	6359	9866	168.2	214.4	3817	9715
30	177.0	221.5	6324	9628	171.0	218.6	3263	9556

(注)10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における一般労働者(フルタイム労働者)の数値である。

学歴別所定内給与額及び労働者数

年	所定内給与額(千円)					労働者数(十人)				
	学歴計	中学卒	高校卒	高専・ 短大卒	大学・ 大学院卒	学歴計	中学卒	高校卒	高専・ 短大卒	大学・ 大学院卒
平成 26 年	299.6	236.7	262.0	272.6	370.0	2,215,654	74,594	992,407	398,469	750,184
27	304.0	244.2	263.2	276.1	374.6	2,240,650	70,773	971,278	413,188	785,412
28	304.0	244.3	262.7	276.0	371.7	2,306,979	67,175	970,910	437,735	831,160
29	304.3	250.8	264.8	278.2	369.7	2,272,196	67,503	966,536	428,124	810,033
30	306.2	248.7	266.1	281.2	371.6	2,122,450	61,406	901,229	400,219	759,595

(注) 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における一般労働者(フルタイム労働者)の数値である。

役職別所定内給与額及び労働者数

企業規模計 (100人以上)	所定内給与額(千円)					労働者数(十人)				
	役職計	部長級	課長級	係長級	非役職	役職計	部長級	課長級	係長級	非役職
平成 26 年	469.3	653.2	517.2	386.3	290.4	324,604	38,851	96,151	83,409	985,551
27	478.3	661.9	523.1	392.8	293.4	332,723	41,753	99,110	89,169	995,546
28	474.4	661.8	524.2	388.6	292.8	343,372	41,494	104,764	93,378	1,036,368
29	472.1	651.9	520.4	392.3	293.7	330,120	38,735	98,988	88,373	1,039,259
30	479.4	655.4	528.1	392.3	294.6	307,952	37,568	93,267	79,488	983,477

(注)1 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における雇用期間の定めのない一般労働者(フルタイム労働者)の数値である。

2 役職計には「職長級」及び「その他の役職」を含む。

年		所定内給与額【千円】				
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
港湾荷役作業員(男)	経験年数計	265.2	295.6	284.9	276.6	284.5
	0年	219.4	207.4	219.9	205.5	209.1
	1～4年	199.6	238.4	233.2	225.0	229.2
	5～9年	234.5	265.7	264.5	253.5	255.1
	10～14年	258.5	287.5	277.5	283.8	290.9
	15年以上	319.9	354.3	335.8	313.2	324.0
港湾荷役作業員(女)	経験年数計	219.7	196.6	196.1	184.8	233.1
	0年	197.1	182.2	151.5	173.9	162.3
	1～4年	190.5	192.3	205.2	180.5	231.7
	5～9年	194.2	184.9	181.8	184.9	261.6
	10～14年	123.6	226.6	217.8	228.3	185.2
	15年以上	256.8	215.8	175.1	189.1	272.1
ビル清掃員(男)	経験年数計	201.0	205.3	197.4	196.2	203.7
	0年	168.2	201.2	175.7	177.6	184.7
	1～4年	183.4	194.0	181.0	176.1	185.5
	5～9年	197.9	199.4	199.1	192.1	195.7
	10～14年	219.8	209.6	205.3	214.7	208.1
	15年以上	231.9	229.8	228.5	232.6	246.4
ビル清掃員(女)	経験年数計	150.5	160.2	161.0	156.4	161.6
	0年	141.1	174.5	153.7	152.4	155.3
	1～4年	146.8	158.1	155.8	152.5	159.7
	5～9年	151.2	164.7	155.8	153.5	162.4
	10～14年	148.9	153.1	166.6	161.3	162.2
	15年以上	162.2	152.8	172.5	162.7	165.3
用務員(男)	経験年数計	201.2	201.6	217.1	208.7	208.3
	0年	152.0	165.1	195.1	178.5	166.8
	1～4年	180.0	197.1	180.7	176.8	191.6
	5～9年	204.1	193.1	190.6	215.7	212.4
	10～14年	192.3	216.8	211.3	212.2	205.6
	15年以上	259.7	221.5	292.3	233.5	227.4
用務員(女)	経験年数計	186.6	156.8	171.5	176.1	183.4
	0年	170.7	142.4	150.1	140.4	189.1
	1～4年	170.0	145.6	155.4	173.1	176.6
	5～9年	159.6	135.9	170.5	171.4	177.3
	10～14年	158.8	169.8	147.2	182.0	214.4
	15年以上	234.5	180.4	201.5	185.8	175.3

(注)10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における一般労働者(フルタイム労働者)の数値である。

日本標準職業分類、国勢調査の職業分類と賃金構造基本統計調査の新職種区分案の対応表

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇 用者数 (C～T、た だしSを除く)	
A 管理的職業従事者	A 管理的職業従事者	58,890,810	44,525,050	A 管理的職業従事者
01 管理的公務員	01 管理的公務員	57,480	9,810	
01a 管理的公務員	011 議会議員 012 管理的国家公務員 013 管理的地方公務員	57,480	9,810	対象外
02 法人・団体役員	02 法人・団体役員	1,151,720	0	対象外
021 会社役員	021 会社役員	1,094,760	0	
02a その他の法人・団体役員	022 独立行政法人等役員 029 その他の法人・団体役員	56,960	0	
03 その他の管理的職業従事者	03 法人・団体管理職員 04 その他の管理的職業従事者	237,990	163,170	
03a 法人・団体管理的職業従事者	031 会社管理職員 032 独立行政法人等職員 039 その他の法人・団体管理職員	162,200	161,650	051 管理的職業従事者
049 他に分類されない管理的職業従事者	049 その他の管理的職業従事者	75,790	1,530	

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇 用者数 (C~T、た だしSを除く)	
		58,890,810	44,525,050	
B 専門的・技術的職業従事者	B 専門的・技術的職業従事者	9,337,200	7,875,080	B 専門的・技術的職業従事者
05 研究者	05 研究者	114,940	111,670	
051 自然科学系研究者	051 自然科学系研究者	108,870	106,130	101 研究者
052 人文・社会科学系等研究者	052 人文・社会科学系等研究者	6,080	5,550	
06 技術者	06 農林水産技術者 07 製造技術者(開発) 08 製造技術者(開発を除く) 09 建築・土木・測量技術者 10 情報処理・通信技術者	2,379,060	2,112,120	
06a 農林水産・食品技術者	061 農林水産技術者 071 食品技術者(開発) 081 食品技術者(開発を除く)	49,860	42,980	
07a 電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)	072 電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)(開発) 082 電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)(開発を除く)	295,260	275,030	102 電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)
07c 機械技術者	073 機械技術者(開発) 083 機械技術者(開発を除く)	245,890	224,930	103 機械技術者
07d 輸送用機器技術者	074 自動車技術者(開発) 075 輸送用機器技術者(自動車を除く)(開発) 084 自動車技術者(開発を除く) 085 輸送用機器技術者(自動車を除く)(開発を除く)	129,070	127,410	104 輸送用機器技術者
07e 金属技術者	076 金属技術者(開発) 086 金属技術者(開発を除く)	24,790	23,870	105 金属技術者
07f 化学技術者	077 化学技術者(開発) 087 化学技術者(開発を除く)	84,470	82,690	106 化学技術者
091 建築技術者	091 建築技術者	235,190	147,130	107 建築技術者
09a 土木・測量技術者	092 土木技術者 093 測量技術者	240,010	189,700	108 土木技術者 109 測量技術者
10a システムコンサルタント・設計者	101 システムコンサルタント 102 システム設計者 103 情報処理プロジェクトマネージャ	564,610	528,030	110 システムコンサルタント・設計者
104 ソフトウェア作成者	104 ソフトウェア作成者	260,230	237,660	111 ソフトウェア作成者
10c その他の情報処理・通信技術者	105 システム運用管理者 106 通信ネットワーク技術者 109 その他の情報処理・通信技術者	176,120	166,160	112 その他の情報処理・通信技術者
11a その他の技術者	079 その他の製造技術者(開発) 089 その他の製造技術者(開発を除く) 119 その他の技術者	73,570	66,530	113 他に分類されない技術者

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇 用者数 (C~T、た だしSを除く)	
12 保健医療従事者	12 医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師 13 保健師, 助産師, 看護師 14 医療技術者 15 その他の保健医療従事者	58,890,810	44,525,050	
121 医師	121 医師	275,250	191,940	114 医師
122 歯科医師	122 歯科医師	95,320	29,250	115 歯科医師
123 獣医師	123 獣医師	23,000	11,420	116 獣医師
124 薬剤師	124 薬剤師	218,740	190,860	117 薬剤師
131 保健師	131 保健師	39,530	23,030	118 保健師
132 助産師	132 助産師	25,650	24,060	119 助産師
133 看護師(准看護師を含む)	133 看護師(准看護師を含む)	1,300,060	1,283,380	120 看護師 121 准看護師
141 診療放射線技師	141 診療放射線技師	50,480	50,110	122 診療放射線技師
143 臨床検査技師	143 臨床検査技師	76,480	75,920	123 臨床検査技師
144 理学療法士, 作業療法士	144 理学療法士, 作業療法士	143,490	142,060	124 理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士, 視能訓練士
145 視能訓練士, 言語聴覚士	145 視能訓練士, 言語聴覚士	19,210	18,860	
146 歯科衛生士	146 歯科衛生士	106,890	101,690	125 歯科衛生士
147 歯科技工士	147 歯科技工士	42,790	22,050	126 歯科技工士
151 栄養士	151 栄養士	114,370	109,130	127 栄養士
152 あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師, 柔道整復師	152 あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師, 柔道整復師	119,920	48,750	
15a その他の保健医療従事者	159 他に分類されない保健医療従事者 142 臨床工学技士	154,170	117,160	128 その他の保健医療従事者
16 社会福祉専門職業従事者	16 社会福祉専門職業従事者	1,013,210	959,310	
163 保育士	163 保育士	542,600	536,760	129 保育士
16a その他の社会福祉専門職業従事者	161 福祉相談指導専門員 162 福祉施設指導専門員 169 その他の社会福祉専門職業従事者	470,610	422,550	130 介護支援専門員(ケアマネージャー) 131 その他の社会福祉専門職業従事者
17 法務従事者	17 法務従事者	79,460	12,880	
17a 裁判官, 検察官, 弁護士	171 裁判官 172 検察官 173 弁護士	29,520	4,210	対象外
17c 弁理士, 司法書士	174 弁理士 175 司法書士	25,260	6,480	132 法務従事者
179 その他の法務従事者	179 その他の法務従事者	24,680	2,190	

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇 用者数 (C～T、た だしSを除く)	
18 経営・金融・保険専門職業従事者	18 経営・金融・保険専門職業従事者	58,890,810	44,525,050	
181 公認会計士	181 公認会計士	17,770	10,720	133 公認会計士, 税理士
182 税理士	182 税理士	59,770	10,970	
183 社会保険労務士	183 社会保険労務士	19,310	3,290	134 その他の経営・金融・保険専門職業従事者
18a その他の経営・金融・保険専門職業従事者	184 金融・保険専門職業従事者	63,810	39,150	
	189 その他の経営・金融・保険専門職業従事者			
19 教員	19 教員	1,399,290	1,384,910	
191 幼稚園教員	191 幼稚園教員	112,260	108,550	135 幼稚園教員, 保育教諭
192 小学校教員	192 小学校教員	411,810	410,160	136 小・中学校教員
193 中学校教員	193 中学校教員	236,740	235,870	
19a 高等学校教員	194 高等学校教員 195 中等教育学校教員	274,540	273,160	137 高等学校教員
196 特別支援学校教員	196 特別支援学校教員	73,820	73,470	138 大学教授(高専含む) 139 大学准教授(高専含む) 140 大学講師・助教(高専含む)
19c 大学教員	197 高等専門学校教員	179,830	178,170	
	198 大学教員			
199 その他の教員	199 その他の教員	110,280	105,530	141 その他の教員
20 宗教家	20 宗教家	115,840	48,020	
201 宗教家	201 宗教家	115,840	48,020	142 宗教家
21 著述家, 記者, 編集者	21 著述家, 記者, 編集者	104,030	65,330	
211 著述家	211 著述家	25,290	3,610	143 著述家, 記者, 編集者
212 記者, 編集者	212 記者, 編集者	78,730	61,710	
22 美術家, デザイナー, 写真家, 映像撮影者	22 美術家, デザイナー, 写真家, 映像撮影者	295,610	160,350	
22a 彫刻家, 画家, 工芸美術家	221 彫刻家 222 画家, 書家 223 工芸美術家	37,820	4,670	144 美術家, 写真家, 映像撮影者
224 デザイナー	224 デザイナー	193,830	124,170	145 デザイナー
225 写真家, 映像撮影者	225 写真家, 映像撮影者	63,970	31,510	
23 音楽家, 舞台芸術家	23 音楽家, 舞台芸術家	77,140	42,250	
231 音楽家	231 音楽家	23,180	7,570	146 音楽家, 舞台芸術家
23a 舞踊家, 俳優, 演出家, 演芸家	232 舞踊家	53,960	34,680	
	233 俳優			
	234 演出家			
	235 演芸家			

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数 (C~T、ただしSを除く)	
		58,890,810	44,525,050	
24 その他の専門的職業従事者	24 その他の専門的職業従事者	792,580	474,400	
24a 図書館司書, 学芸員	241 図書館司書 242 学芸員	27,860	27,000	147 個人教師
24n 個人教師(音楽)	244 個人教師	70,330	18,140	
24p 個人教師(舞踊, 俳優, 演出, 演芸)		21,090	7,330	
24r 個人教師(スポーツ)		103,060	78,800	
24s 個人教師(学習指導)		192,040	140,110	
24t 個人教師(他に分類されないもの)		105,940	46,430	148 他に分類されない専門的職業従事者
245 職業スポーツ従事者	245 職業スポーツ従事者	11,230	4,270	
246 通信機器操作従事者	246 通信機器操作従事者	17,020	15,000	
24c 他に分類されない専門的職業従事者	243 カウンセラー(医療・福祉施設を除く) 249 他に分類されない専門的職業従事者	243,990	137,320	

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数 (C～T、ただしSを除く)	
C 事務従事者	C 事務従事者	11,446,270	9,443,550	C 事務従事者
25 一般事務従事者	25 一般事務従事者	8,059,800	6,505,420	
25a 庶務・人事事務員	251 庶務事務員 252 人事事務員	1,237,780	1,048,380	201 一般事務従事者
254 受付・案内事務員	254 受付・案内事務員	388,190	337,510	
256 電話応接事務員	256 電話応接事務員	256,850	245,710	202 電話応接事務員
257 総合事務員	257 総合事務員	2,769,550	2,450,150	
25c その他の一般事務従事者	253 企画事務員	3,407,430	2,423,670	
	255 秘書			
	259 その他の一般事務従事者			
26 会計事務従事者	26 会計事務従事者	1,486,140	1,162,720	
26a 会計事務従事者	261 現金出納事務員 262 預・貯金窓口事務員 263 経理事務員 269 その他の会計事務従事者	1,486,140	1,162,720	203 会計事務従事者
27 生産関連事務従事者	27 生産関連事務従事者	525,370	514,170	
27a 生産関連事務従事者	271 生産現場事務員 272 出荷・受荷事務員	525,370	514,170	204 生産関連事務従事者
28 営業・販売事務従事者	28 営業・販売事務従事者	695,070	660,590	
28a 営業・販売事務従事者	281 営業・販売事務員 289 その他の営業・販売事務従事者	695,070	660,590	205 営業・販売事務従事者
29 外勤事務従事者	29 外勤事務従事者	102,070	52,560	
291 集金人	291 集金人	25,480	20,560	206 外勤事務従事者
292 調査員	292 調査員	37,240	5,200	
299 その他の外勤事務従事者	299 その他の外勤事務従事者	39,350	26,800	
30 運輸・郵便事務従事者	30 運輸・郵便事務従事者	354,230	344,270	
30a 運輸事務員	301 旅客・貨物係事務員 302 運行管理事務員	206,550	199,930	207 運輸・郵便事務従事者
303 郵便事務員	303 郵便事務員	147,680	144,340	
31 事務用機器操作員	31 事務用機器操作員	223,590	203,810	
311 パーソナルコンピュータ操作員	311 パーソナルコンピュータ操作員	59,930	54,300	208 事務用機器操作員
312 データ・エントリー装置操作員	312 データ・エントリー装置操作員	143,180	131,160	
31a その他の事務用機器操作員	313 電子計算機オペレーター(パーソナルコンピュータを除く) 319 その他の事務用機器操作員	20,480	18,350	

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数 (C～T、ただしSを除く)	
		58,890,810	44,525,050	
D 販売従事者	D 販売従事者	7,315,740	6,127,150	D 販売従事者
32 商品販売従事者	32 商品販売従事者	3,953,310	3,284,290	
321 小売店主・店長	321 小売店主・店長	378,060	63,680	301 販売店員
322 卸売店主・店長	322 卸売店主・店長	49,930	1,810	
323 販売店員	323 販売店員	3,437,750	3,167,760	
324 商品訪問・移動販売従事者	324 商品訪問・移動販売従事者	31,940	12,270	302 その他の商品販売従事者
325 再生資源回収・卸売従事者	325 再生資源回収・卸売従事者	22,700	11,790	
326 商品仕入外交員	326 商品仕入外交員	32,940	26,980	
33 販売類似職業従事者	33 販売類似職業従事者	376,470	163,850	
331 不動産仲介・売買人	331 不動産仲介・売買人	74,890	36,880	303 販売類似職業従事者
332 保険代理・仲立人(ブローカー)	332 保険代理・仲立人(ブローカー)	30,490	5,930	
33a その他の販売類似職業従事者	333 有価証券売買・仲立人, 金融仲立人	271,090	121,040	
	334 質屋店主・店員 339 その他の販売類似職業従事者			
34 営業職業従事者	34 営業職業従事者	2,985,960	2,679,010	
343 医薬品営業職業従事者	343 医薬品営業職業従事者	100,700	98,640	304 自動車営業職業従事者 305 機械器具・通信・システム営業職業従事者(自動車を除く) 306 金融営業職業従事者 307 保険営業職業従事者 308 その他の営業職業従事者
34a 機械器具・通信・システム営業職業従事者	344 機械器具営業職業従事者(通信機械器具を除く) 345 通信・システム営業職業従事者	621,130	576,200	
346 金融・保険営業職業従事者	346 金融・保険営業職業従事者	484,260	456,380	
347 不動産営業職業従事者	347 不動産営業職業従事者	122,230	99,810	
34c その他の営業職業従事者	341 食料品営業職業従事者 342 化学品営業職業従事者 349 その他の営業職業従事者	1,657,640	1,447,990	

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数 (C~T、ただしSを除く)	
		58,890,810	44,525,050	
E サービス職業従事者	E サービス職業従事者	6,886,390	5,698,380	E サービス職業従事者
35 家庭生活支援サービス職業従事者	35 家庭生活支援サービス職業従事者	23,450	12,660	
351 家政婦(夫), 家事手伝い	351 家政婦(夫), 家事手伝い	11,070	5,010	
359 その他の家庭生活支援サービス職業従事者	359 その他の家庭生活支援サービス職業従事者	12,380	7,650	
36 介護サービス職業従事者	36 介護サービス職業従事者	1,552,410	1,533,590	
361 介護職員(医療・福祉施設等)	361 介護職員(医療・福祉施設等)	1,262,250	1,248,900	401 介護職員(医療・福祉施設等)
362 訪問介護従事者	362 訪問介護従事者	290,160	284,690	402 訪問介護従事者
37 保健医療サービス職業従事者	37 保健医療サービス職業従事者	324,610	310,270	
371 看護助手	371 看護助手	141,740	140,610	403 看護助手
37a その他の保健医療サービス職業従事者	372 歯科助手 379 その他の保健医療サービス職業従事者	182,870	169,660	404 その他の保健医療サービス職業従事者
38 生活衛生サービス職業従事者	38 生活衛生サービス職業従事者	790,320	394,040	
381 理容師	381 理容師	168,550	29,900	405 理容・美容師
382 美容師	382 美容師	350,130	169,730	
383 美容サービス従事者(美容師を除く)	383 美容サービス従事者(美容師を除く)	115,660	78,870	407 美容サービス・浴場従事者(美容師を除く)
384 浴場従事者	384 浴場従事者	41,150	35,000	
38a クリーニング職, 洗張職	385 クリーニング職 386 洗張職	114,830	80,530	406 クリーニング職, 洗張職
39 飲食物調理従事者	39 飲食物調理従事者	1,846,130	1,441,420	
391 調理人	391 調理人	1,838,610	1,437,300	408 飲食物調理従事者
392 パーテンドー	392 パーテンドー	7,520	4,120	
40 接客・給仕職業従事者	40 接客・給仕職業従事者	1,562,500	1,342,560	
401 飲食店主・店長	401 飲食店主・店長	125,830	32,680	409 飲食物給仕従事者
402 旅館主・支配人	402 旅館主・支配人	25,460	7,800	411 身の回り世話従事者
40a 飲食物給仕・身の回り世話従事者	403 飲食物給仕従事者	960,240	872,720	409 飲食物給仕従事者
	404 身の回り世話従事者			410 航空機客室乗務員
40c 接客社交従事者	405 接客社交従事者	28,160	24,270	411 身の回り世話従事者
407 娯楽場等接客員	406 芸者, ダンサー 407 娯楽場等接客員	422,820	405,090	412 娯楽場等接客員
41 居住施設・ビル等管理人	41 居住施設・ビル等管理人	256,380	195,370	
41a マンション・アパート・下宿・寄宿舎・寮管理人	411 マンション・アパート・下宿管理人 412 寄宿舎・寮管理人	150,590	119,240	413 居住施設・ビル等管理人
413 ビル管理人	413 ビル管理人	47,840	36,260	
414 駐車場管理人	414 駐車場管理人	57,940	39,870	
42 その他のサービス職業従事者	42 その他のサービス職業従事者	530,580	468,500	
421 旅行・観光案内人	421 旅行・観光案内人	17,260	14,360	414 その他のサービス職業従事者
422 物品一時預り人	422 物品一時預り人	1,680	1,150	
423 物品賃貸人	423 物品賃貸人	70,340	64,770	
424 広告宣伝員	424 広告宣伝員	28,610	23,950	
425 葬儀師, 火葬作業員	425 葬儀師, 火葬作業員	46,910	41,670	
429 他に分類されないサービス職業従事者	429 他に分類されないサービス職業従事者	365,770	322,590	

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数 (C~T、ただしSを除く)	
F 保安職業従事者	F 保安職業従事者	58,890,810	44,525,050	
43 保安職業従事者	43 保安職業従事者	1,095,480	428,010	F 保安職業従事者
	43 自衛官			
	44 司法警察職員	1,095,480	428,010	
	45 その他の保安職業従事者			
43a 自衛官	431 陸上自衛官 432 海上自衛官 433 航空自衛官 434 防衛大学校・防衛医科大学校学生	231,440	5,490	対象外
44a 警察官, 海上保安官	441 警察官 442 海上保安官	252,600	2,800	
44c 看守, その他の司法警察職員	449 その他の司法警察職員 451 看守	14,750	0	
452 消防員	452 消防員	148,240	2,530	
453 警備員	453 警備員	370,730	356,260	501 警備員
459 他に分類されない保安職業従事者	459 他に分類されない保安職業従事者	77,720	60,910	502 その他の保安職業従事者
G 農林漁業従事者	G 農林漁業従事者	2,172,370	404,430	G 農林漁業従事者
46 農業従事者	46 農業従事者	1,984,930	328,150	
461 農耕従事者	461 農耕従事者	1,686,640	183,920	551 農林漁業従事者
462 養畜従事者	462 養畜従事者	161,160	66,290	
463 植木職, 造園師	463 植木職, 造園師	131,320	73,850	
469 その他の農業従事者	469 その他の農業従事者	5,810	4,100	
47 林業従事者	47 林業従事者	45,440	32,960	
471 育林従事者	471 育林従事者	19,400	14,270	551 農林漁業従事者
472 伐木・造材・集材従事者	472 伐木・造材・集材従事者	20,910	15,790	
479 その他の林業従事者	479 その他の林業従事者	5,130	2,900	
48 漁業従事者	48 漁業従事者	142,000	43,310	
481 漁労従事者	481 漁労従事者	76,050	24,830	551 農林漁業従事者
482 船長・航海士・機関長・機関士(漁労船)	482 船長・航海士・機関長・機関士(漁労船)	9,440	3,150	
483 海藻・貝採取従事者	483 海藻・貝採取従事者	14,280	750	
484 水産養殖従事者	484 水産養殖従事者	37,860	13,260	
489 その他の漁業従事者	489 その他の漁業従事者	4,370	1,330	

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇 用者数 (C~T、た だしSを除く)	
		58,890,810	44,525,050	
H 生産工程従事者	H 生産工程従事者	7,679,870	6,610,100	H 生産工程従事者
49 製品製造・加工処理従事者(金属製品)	49 生産設備制御・監視従事者(金属製品) 52 製品製造・加工処理従事者(金属製品)	1,149,350	984,340	
49a 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者	491 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員 521 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者	38,200	36,990	601 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者
49c 鋳物製造・鍛造従事者	492 鋳物製造・鍛造設備制御・監視員 522 鋳物製造・鍛造従事者	43,810	40,920	602 鋳物製造・鍛造従事者
49d 金属工作機械作業従事者	493 金属工作設備制御・監視員 523 金属工作機械作業従事者	161,930	138,570	603 金属工作機械作業従事者
49e 金属プレス従事者	494 金属プレス設備制御・監視員 524 金属プレス従事者	69,300	62,050	604 金属プレス従事者
49f 鉄工、製缶従事者	495 鉄工・製缶設備制御・監視員 525 鉄工、製缶従事者	53,040	42,390	605 鉄工、製缶従事者
49g 板金従事者	496 板金設備制御・監視員 526 板金従事者	83,860	51,520	606 板金従事者
49h 金属彫刻・表面処理従事者	497 金属彫刻・表面処理設備制御・監視員 527 金属彫刻・表面処理従事者	38,900	34,790	607 金属彫刻・表面処理従事者
49i 金属溶接・溶断従事者	498 金属溶接・溶断設備制御・監視員 528 金属溶接・溶断従事者	182,320	157,120	608 金属溶接・溶断従事者
49j その他の製品製造・加工処理従事者 (金属製品)	499 その他の生産設備制御・監視従事者(金属製品) 529 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	477,990	420,000	609 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)
50 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	50 生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く) 53 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	3,086,520	2,567,630	
50a 化学製品製造従事者	501 化学製品生産設備制御・監視員 531 化学製品製造従事者	203,680	198,820	610 化学製品製造従事者
50c 窯業・土石製品製造従事者	502 窯業・土石製品生産設備制御・監視員 532 窯業・土石製品製造従事者	151,800	122,200	611 窯業・土石製品製造従事者
50d 食料品製造従事者	503 食料品生産設備制御・監視員 533 食料品製造従事者	1,236,720	1,099,710	612 食料品・飲料・たばこ製造従事者
50e 飲料・たばこ製造従事者	504 飲料・たばこ生産設備制御・監視員 534 飲料・たばこ製造従事者	44,110	40,090	
50f 繊維・衣服・繊維製品製造従事者	505 繊維・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員 535 繊維・衣服・繊維製品製造従事者	323,990	222,530	613 繊維・衣服・繊維製品製造従事者
50g 木・紙製品製造従事者	506 木・紙製品生産設備制御・監視員 536 木・紙製品製造従事者	302,120	224,980	614 木・紙製品製造従事者
50h 印刷・製本従事者	507 印刷・製本設備制御・監視員 537 印刷・製本従事者	208,280	180,120	615 印刷・製本従事者
50i ゴム・プラスチック製品製造従事者	508 ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員 538 ゴム・プラスチック製品製造従事者	300,770	271,140	616 ゴム・プラスチック製品製造従事者
50j その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	509 その他の生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く) 539 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	315,070	208,040	617 その他の製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数 (C~T、ただしSを除く)	
51 機械組立従事者	51 機械組立設備制御・監視従事者 54 機械組立従事者	1,270,410	1,198,450	
51a はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	511 はん用・生産用・業務用機械器具組立設備制御・監視員 541 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	329,800	305,610	618 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者
51c 電気機械器具組立従事者	512 電気機械器具組立設備制御・監視員 542 電気機械器具組立従事者	500,490	473,120	619 電気機械器具組立従事者
51d 自動車組立従事者	513 自動車組立設備制御・監視員 543 自動車組立従事者	333,160	324,350	620 自動車組立従事者
51e 輸送機械組立従事者(自動車を除く)	514 輸送機械組立設備制御・監視員(自動車を除く) 544 輸送機械組立従事者(自動車を除く)	55,430	47,160	621 その他の機械組立従事者
51f 計量計測機器・光学機械器具組立従事者	515 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員 545 計量計測機器・光学機械器具組立従事者	51,530	48,210	
55 機械整備・修理従事者	55 機械整備・修理従事者	952,480	780,540	
551 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者	551 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者	373,870	336,540	622 はん用・生産用・業務用機械器具・電気機械器具整備・修理従事者
552 電気機械器具整備・修理従事者	552 電気機械器具整備・修理従事者	100,600	78,020	
553 自動車整備・修理従事者	553 自動車整備・修理従事者	405,230	304,630	623 自動車整備・修理事業者
554 輸送機械整備・修理従事者(自動車を除く)	554 輸送機械整備・修理従事者(自動車を除く)	59,800	52,380	624 その他の機械整備・修理従事者
555 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者	555 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者	12,980	8,970	
56 製品検査従事者	56 製品検査従事者 57 製品検査従事者(金属製品を除く)	354,990	343,180	
56a 金属製品検査従事者	561 金属材料検査従事者 562 金属加工・溶接・溶断検査従事者	78,180	75,880	625 製品検査従事者(金属製品)
571 化学製品検査従事者	571 化学製品検査従事者	36,760	36,540	626 製品検査従事者(金属製品を除く)
572 窯業・土石製品検査従事者	572 窯業・土石製品検査従事者	20,720	20,070	
573 食料品検査従事者	573 食料品検査従事者	48,650	48,040	
574 飲料・たばこ検査従事者	574 飲料・たばこ検査従事者	5,200	5,140	
575 繊維・衣服・繊維製品検査従事者	575 繊維・衣服・繊維製品検査従事者	29,600	27,770	
576 木・紙製品検査従事者	576 木・紙製品検査従事者	12,990	12,570	
577 印刷・製本検査従事者	577 印刷・製本検査従事者	13,570	13,030	
578 ゴム・プラスチック製品検査従事者	578 ゴム・プラスチック製品検査従事者	78,130	75,150	
579 その他の製品検査従事者	579 その他の製品検査従事者(金属製品を除く)	31,190	28,980	

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇 用者数 (C~T、た だしSを除く)	
58 機械検査従事者	58 機械検査従事者	58,890,810	44,525,050	
581 はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者	581 はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者	52,000	50,940	627 機械検査従事者
582 電気機械器具検査従事者	582 電気機械器具検査従事者	125,490	122,920	
583 自動車検査従事者	583 自動車検査従事者	77,580	76,230	
584 輸送機械検査従事者(自動車を除く)	584 輸送機械検査従事者(自動車を除く)	10,360	10,270	
585 計量計測機器・光学機械器具検査従事者	585 計量計測機器・光学機械器具検査従事者	13,740	13,360	
59 生産関連・生産類似作業従事者	59 生産関連・生産類似作業従事者	586,950	462,250	
59n 画工、塗装・看板制作従事者	591 生産関連作業従事者	240,200	152,750	628 画工、塗装・看板制作従事者
59p 生産関連作業従事者 (画工、塗装・看板制作を除く)		285,670	256,620	629 製図その他生産関連・生産類似作業従事者
592 生産類似作業従事者		61,080	52,870	

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数 (C~T、ただしSを除く)	
		58,890,810	44,525,050	
I 輸送・機械運転従事者	I 輸送・機械運転従事者	2,047,270	1,888,920	I 輸送・機械運転従事者
60 鉄道運転従事者	60 鉄道運転従事者	36,810	36,610	701 鉄道運転従事者
60a 鉄道運転従事者	601 電車運転士 609 その他の鉄道運転従事者	36,810	36,610	701 鉄道運転従事者
61 自動車運転従事者	61 自動車運転従事者	1,503,760	1,376,310	
61a 自動車運転従事者	611 バス運転者	1,503,760	1,376,310	702 バス運転者
	612 乗用自動車運転者			703 タクシー運転者
	613 貨物自動車運転者			704 乗用自動車運転者(タクシー運転者を除く)
	619 その他の自動車運転従事者			705 営業用大型貨物自動車運転者
				706 営業用貨物自動車運転者(大型車を除く)
				707 自家用貨物自動車運転者
				708 その他の自動車運転従事者
62 船舶・航空機運転従事者	62 船舶・航空機運転従事者	27,110	22,580	
62a 船長・航海士・運航士(漁労船を除く)、水先人	621 船長(漁労船を除く) 622 航海士・運航士(漁労船を除く)、水先人	14,730	10,640	
623 船舶機関長・機関士(漁労船を除く)	623 船舶機関長・機関士(漁労船を除く)	6,590	6,310	
624 航空機操縦士	624 航空機操縦士	5,790	5,620	709 航空機操縦士
63 その他の輸送従事者	63 その他の輸送従事者	128,570	125,220	
631 車掌	631 車掌	25,040	24,890	710 車掌
63a 甲板員、船舶技士・機関員	633 甲板員、船舶技士 634 船舶機関員	13,780	12,920	711 他に分類されない輸送従事者
63c 他に分類されない輸送従事者	632 鉄道輸送関連業務従事者 639 他に分類されない輸送従事者	89,760	87,410	
64 定置・建設機械運転従事者	64 定置・建設機械運転従事者	351,020	328,210	
641 発電員、変電員	641 発電員、変電員	34,860	34,780	712 発電員、変電員
642 ボイラー・オペレーター	642 ボイラー・オペレーター	10,150	9,760	
643 クレーン・ウインチ運転従事者	643 クレーン・ウインチ運転従事者	49,770	44,840	713 クレーン・ウインチ運転従事者
645 建設・さく井機械運転従事者	645 建設・さく井機械運転従事者	92,830	80,660	714 建設・さく井機械運転従事者
64a その他の定置・建設機械運転従事者	644 ポンプ・ブローワー・コンプレッサー運転従事者 646 採油・天然ガス採取機械運転従事者 649 その他の定置・建設機械運転従事者	163,410	158,160	715 その他の定置・建設機械運転従事者

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇 用者数 (C~T、た だしSを除く)	
		58,890,810	44,525,050	
J 建設・採掘従事者	J 建設・採掘従事者	2,562,090	1,665,080	J 建設・採掘従事者
65 建設・土木作業従事者	65 建設躯体工事従事者 66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く) 68 土木作業従事者	2,051,220	1,304,350	
651 型枠大工	651 型枠大工	46,010	32,900	801 建設躯体工事従事者
652 とび職	652 とび職	107,840	82,000	
653 鉄筋作業従事者	653 鉄筋作業従事者	32,520	23,770	802 大工
661 大工	661 大工	353,980	136,420	
662 ブロック積・タイル張従事者	662 ブロック積・タイル張従事者	27,810	12,420	804 その他の建設従事者
663 屋根ふき従事者	663 屋根ふき従事者	20,560	9,530	
664 左官	664 左官	73,630	33,860	
665 畳職	665 畳職	14,610	3,270	803 配管従事者
666 配管従事者	666 配管従事者	236,170	153,890	
681 土木従事者	681 土木従事者	514,770	433,380	806 土木従事者, 鉄道線路工事従事者
682 鉄道線路工事従事者	682 鉄道線路工事従事者	24,560	24,290	
68a その他の建設・土木作業従事者	669 その他の建設従事者 683 ダム・トンネル掘削従事者	598,750	358,640	
67 電気工事従事者	67 電気工事従事者	507,330	357,500	
67a 電線架線・敷設従事者	671 送電線架線・敷設従事者 672 配電線架線・敷設従事者 673 通信線架線・敷設従事者	46,640	42,710	805 電気工事従事者
674 電気通信設備工事従事者	674 電気通信設備工事従事者	86,000	70,710	
679 その他の電気工事従事者	679 その他の電気工事従事者	374,680	244,080	
69 採掘従事者	69 採掘従事者	3,540	3,230	
693 砂利・砂・粘土採取従事者	693 砂利・砂・粘土採取従事者	840	700	807 ダム・トンネル掘削従事者, 採掘従事者
69a その他の採掘従事者	691 採鉱員 692 石切出従事者 699 その他の採掘従事者	2,700	2,520	

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇 用者数 (C~T、た だしSを除く)	
K 運搬・清掃・包装等従事者	K 運搬・清掃・包装等従事者	58,890,810	44,525,050	
70 運搬従事者	70 運搬従事者	3,906,990	3,482,390	K 運搬・清掃・包装等従事者
701 郵便・電報外務員	701 郵便・電報外務員	1,575,120	1,433,610	
702 船内・沿岸荷役従事者	702 船内・沿岸荷役従事者	120,900	119,110	901 船内・沿岸荷役従事者
703 陸上荷役・運搬従事者	703 陸上荷役・運搬従事者	17,170	16,710	
704 倉庫作業従事者	704 倉庫作業従事者	226,480	218,370	
705 配達員	705 配達員	245,280	241,930	902 その他の運搬従事者
706 荷造従事者	706 荷造従事者	717,010	597,560	
71 清掃従事者	71 清掃従事者	248,280	239,910	
711 ビル・建物清掃員	711 ビル・建物清掃員	1,066,950	959,480	
71a 廃棄物処理従事者	714 ごみ・し尿処理従事者 715 産業廃棄物処理従事者	818,170	755,850	903 ビル・建物清掃員
712 ハウスクリーニング職	712 ハウスクリーニング職	114,990	106,150	
71c その他の清掃従事者	713 道路・公園清掃員 719 その他の清掃従事者	22,370	11,450	904 清掃員(ビル・建物を除く)、廃棄物処理従事者
72 包装従事者	72 包装従事者	111,420	86,030	
721 包装従事者	721 包装従事者	258,720	198,050	
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者	73 その他の運搬・清掃・包装等従事者	258,720	198,050	905 包装従事者
739 その他の運搬・清掃・包装等従事者	739 その他の運搬・清掃・包装等従事者	1,006,200	891,270	
L 分類不能の職業	L 分類不能の職業	1,006,200	891,270	906 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者
99 分類不能の職業	99 分類不能の職業	2,993,940	728,960	L 分類不能の職業
999 分類不能の職業	999 分類不能の職業	2,993,940	728,960	調査対象職種としないが、集計区分は設ける

賃金構造基本統計調査の新職種区分案

◆ 職種一覧

対象：すべての労働者について記入

※複数の職種に該当する場合は、主な職種(就業時間の最も長い職種)を1つ記入してください。

※それぞれの職業の一般従事者と同じ仕事に従事する傍ら、管理的な性質の仕事にも従事している職場のリーダー、責任者等は、一般従事者の仕事に応じて決定します。ただし、A管理的職業従事者、B専門的・技術的職業従事者に該当する者は、それぞれの大分類における職種とします。

※公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事については、有資格者のみが該当します。これらの資格を要件としない仕事であって無資格の見習い、助手等が行う仕事については、その内容が本務者のものと類似している場合には本務者と同じ職種とします。

※[101 研究者][102～113 技術者]は、仕事を遂行するために通例、大学(短期大学を除く)の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とするものです。

A 管理的職業従事者

職種番号	職種名	代表例
051	管理的職業従事者	○部長、課長、支店長、工場長、駅長・区長 ×病院長(医師)(114)、大学学長(138)、 課長補佐や係長(201)～(208)など

B 専門的・技術的職業従事者

職種番号	職種名	代表例
101	研究者	○研究機関・大学・企業の研究者、研究所長
102	電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)	○電気設計技術員、情報機器開発技術者、 半導体製品製造技術者、電気工事技術者 ×電気工事従事者(805)
103	機械技術者	○機械設計技術者、プラント設計技術者、機械技術士、 電気機械技術者、配管技術者(機械)
104	輸送用機器技術者	○自動車設計技術者、自動車製造技術者、 航空機技術者 ×航空機整備士(627)
105	金属技術者	○製鉄技術者、製鋼技術者、精錬技術者、金属技術士
106	化学技術者	○工業化学技術者、油脂化学技術者、化学技術士
107	建築技術者	○建築士、建築施工管理技術者、建設設計技術者、 建築現場監督 ×建設従事者(801)～(804)、(807)
108	土木技術者	○土木施工管理技術者、土木現場監督、建設技術士、上下 水道技術士、道路技術者、河川土木技術者 ×土木従事者(806)
109	測量技術者	○測量士、測量士補、道路測量士
110	システムコンサルタント・設計者	○システムコンサルタント、システムアナリスト
111	ソフトウェア作成者	○社内システムエンジニア、プログラマー
112	その他の情報処理・通信技術者	○サーバー管理者、セキュリティ技術者、 電気通信主任技術者
113	他に分類されない技術者	○作業環境測定士、農業技術者、食品化学技術者
114	医師	○医師、病院長(医師)、診療所長(医師)

職種番号	職 種 名	代 表 例
115	歯科医師	○歯科医師、歯科医院長（歯科医師）
116	獣医師	○獣医師、動物病院長（獣医師）
117	薬剤師	○薬剤師 ×薬学研究者(101)
118	保健師	○保健師
119	助産師	○助産師
120	看護師	○看護師、看護師長、訪問看護師 ×看護助手(403)
121	准看護師	○准看護師 ×看護助手(403)
122	診療放射線技師	○診療放射線技師、診療エックス線技師
123	臨床検査技師	○臨床検査技師、衛生検査技師
124	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士	○理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士
125	歯科衛生士	○歯科衛生士
126	歯科技工士	○歯科技工士
127	栄養士	○栄養士、管理栄養士、栄養指導員 ×栄養教諭(135)～(137)
128	その他の保健医療従事者	○臨床工学技士、マッサージ師、はりきゅう師、 柔道整復師
129	保育士	○保育士 ×幼稚園教諭(135)、保育補助者(414)
130	介護支援専門員(ケアマネージャー)	○ケアマネージャー
131	その他の社会福祉専門職業従事者	○福祉相談指導専門員、福祉施設指導専門員、 生活指導員、職業指導員、サービス管理責任者、 相談支援専門員（障害者施設）、ソーシャルワーカー ×介護職員（医療・福祉施設等）(401)
132	法務従事者	○弁護士、司法書士、弁理士
133	公認会計士、税理士	○公認会計士、会計士補、税理士
134	その他の経営・金融・保険専門職業従事者	○社会保険労務士、証券アナリスト、アクチュアリー、経 営コンサルタント
135	幼稚園教員、保育教諭	○幼稚園の園長・教頭・教諭・講師、保育教諭 ×保育士(129)
136	小・中学校教員	○小学校・中学校の校長・教頭・教諭・講師
137	高等学校教員	○高等学校・中等教育学校の校長・教頭・教諭・講師
138	大学教授(高専含む)	○大学・大学院・短期大学・高専の教授 医師（大学教授）、歯科医師（大学教授）
139	大学准教授(高専含む)	○大学・大学院・短期大学・高専の准教授
140	大学講師・助教(高専含む)	○大学・大学院・短期大学・高専の講師、助教
141	その他の教員	○各種学校教員、専修学校教員、特別支援学校教諭、予備 校・自動車学校教員
142	宗教家	○神父、神主、僧侶、住職
143	著述家、記者、編集者	○新聞記者、編集員
144	美術家、写真家、映像撮影者	○イラストレーター、写真記者 ×写真現像工(629)
145	デザイナー	○産業デザイナー（商品デザインなど）、 インテリアコーディネーター
146	音楽家、舞台芸術家	○ピアニスト、役者、ダンサー、ディレクター
147	個人教師	○ピアノ個人教師、塾講師（各種学校でないもの）
148	他に分類されない専門的職業従事者	○行政書士、不動産鑑定士、検数員、司書、通訳

C 事務従事者

職種番号	職種名	代表例
201	一般事務従事者	○庶務・人事係事務員、企画・商品開発係事務員、秘書、受付・案内係事務員、広報係事務員、クラーク、医療事務員、企業情報管理士、仕事の内容が限定されず各種の事務の仕事に従事するもの
202	電話応接事務員	○コールセンターオペレーター、電話交換手、テレフォンアポインター、通信受付事務（電話）
203	会計事務従事者	○経理係事務員、税理士事務所の事務員、預貯金窓口事務員、物品調達係事務員 ×公認会計士(133)、税理士(133)
204	生産関連事務従事者	○生産管理事務員、出荷事務員
205	営業・販売事務従事者	○販売伝票記録員、営業事務員 ×営業職（訪問を行うもの）(304)～(308)
206	外勤事務従事者	○メーター検針員、公共料金集金人、市場調査員
207	運輸・郵便事務従事者	○運行管理者、配車係、郵便窓口係員
208	事務用機器操作員	○キーパンチャー、データ・エントリー装置操作員、電子計算機操作員、OCR機器操作員

D 販売従事者

職種番号	職種名	代表例
301	販売店員	○百貨店店員、総合スーパー店員、ショップ店員、コンビニ店員、主に商品の仕入・販売に従事している小売・卸売店主
302	その他の商品販売従事者	○街頭販売員、訪問販売員（商品携行）
303	販売類似職業従事者	○不動産仲介人、株式売買人、保険代理業務員、宝くじ販売人、自動車販売代理店主
304	自動車営業職業従事者	○自動車セールス員 ×二輪車セールス員(305)
305	機械器具・通信・システム営業職業従事者(自動車を除く)	○二輪車セールス員、セールスエンジニア、システム営業職員 ×自動車セールス員(304)
306	金融営業職業従事者	○銀行外務員、有価証券勧誘員
307	保険営業職業従事者	○保険セールス員、保険契約外交員
308	その他の営業職業従事者	○食料品ルートセールス員、不動産セールス員、医薬品販売外交員、広告取り

E サービス職業従事者

職種番号	職種名	代表例
401	介護職員(医療・福祉施設等)	○介護職員（医療、福祉施設）、介護福祉士、ケアワーカー、生活支援員（障害者施設）
402	訪問介護従事者	○ホームヘルパー
403	看護助手	○看護助手、看護補助者
404	その他の保健医療サービス職業従事者	○歯科助手、動物看護師、鍼灸師助手
405	理容・美容師	○理容師、美容師 ×トリマー(414)
406	クリーニング職、洗張職	○クリーニング職、染み抜き工
407	美容サービス・浴場従事者(美容師を除く)	○エステティシャン、ネイリスト、温泉浴場従事者

職種番号	職 種 名	代 表 例
408	飲食物調理従事者	○飲食店の料理人、給食調理人、バーテンダー、板前、飲食店主（自ら飲食物の調理を行う）
409	飲食物給仕従事者	○飲食店ホール係、ウェイター・ウェイトレス、ファーストフード店店員、飲食店主（自ら飲食物の調理を行わない）
410	航空機客室乗務員	○キャビンアテンダント、フライトアテンダント
411	身の回り世話従事者	○旅館・ホテルの接客係、客室係、仲居
412	娯楽場等接客員	○動物園出札係、パチンコ店店員、キャディー、映画館案内係、娯楽場アナウンサー、接客社交係
413	居住施設・ビル等管理人	○マンション・ビル・駐車場などの管理人、駐車場誘導員
414	その他のサービス職業従事者	○レンタルショップ店員、葬儀作業員、トリマー、旅行添乗員、ピラ配り人、ポスティング人、保育補助者、便利屋、巫女

F 保安職業従事者

職種番号	職 種 名	代 表 例
501	警備員	○守衛、警備員、夜警員
502	その他の保安職業従事者	○交通誘導員、建設現場誘導員、プール監視員

G 農林漁業従事者

職種番号	職 種 名	代 表 例
551	農林漁業従事者	○間伐作業員、植林作業員、漁師、造園師

※H生産工程従事者のうち製品製造・加工処理従事者(601～617)及び機械組立従事者(618～621)には、装置、プラント、産業用ロボット等の自動化された生産設備を操作して、生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整等の制御・監視の仕事に従事するものも含まれます。

H 生産工程従事者

職種番号	職 種 名	代 表 例
601	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者	○製鉄工、精錬工、製鋼工
602	鋳物製造・鍛造従事者	○鋳物工、鍛造工、鋳造工、鋳型工
603	金属工作機械作業従事者	○旋盤工、フライス盤工 ※608を除く
604	金属プレス従事者	○金属プレス工 ※606を除く
605	鉄工、製缶従事者	○鉄骨工、橋りょう工、製缶工
606	板金従事者	○板金工、板金加工職
607	金属彫刻・表面処理従事者	○めっき工、研磨工、バフ磨工
608	金属溶接・溶断従事者	○アーク溶接工、ガス溶接工 ※605を除く
609	その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	○針・ばね・金属ねじ製造工、はんだ付工
610	化学製品製造従事者	○化学薬品製造工、化学繊維製造工、石油精製工、紡糸工 ×プラスチック製品製造工(616)
611	窯業・土石製品製造従事者	○ガラス製品製造工、陶器製造工、石工、石切工、石積工、コンクリートブロック製造工
612	食料品・飲料・たばこ製造従事者	○食料品・飲料・酒類製造工、水産物処理加工者 ×飲食店の調理師や料理人(408)

職種番号	職 種 名	代 表 例
613	紡織・衣服・繊維製品製造従事者	○紡績工、ねん糸工、ミシン工、精紡工、仕立工 ×化学繊維製造工(610)
614	木・紙製品製造従事者	○チップ選別工、家具製造工、木型工、建具工、製紙工
615	印刷・製本従事者	○オフセット印刷工、製本工、製版工、印刷写真工
616	ゴム・プラスチック製品製造従事者	○タイヤ製造・修理工、合成樹脂製品生計工 ×タイヤ整備士(623)
617	その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	○がん具組立・加工作業員、靴製造工、靴修理工 内張工、かばん製造工、バッグ製造工
618	はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	○エンジン組立工、機械調整工、機械据付工
619	電気機械器具組立従事者	○発電機組立工、電子回路基板製造工、通信機組立工
620	自動車組立従事者	○車体組立工、部品組立工、エンジン取付工
621	その他の機械組立従事者	○電車組立工、時計組立・調整工、レンズ工、 計量計測機器・光学機器組立工
622	はん用・生産用・業務用機械器具・電気機械器具整備・修理従事者	○電気機械修理工、機械保全工、機械分解工、 内燃機関修理工
623	自動車整備・修理従事者	○自動車整備工、自動車修理工 ×自動車塗装工(628)、タイヤ修理工(616)
624	その他の機械整備・修理従事者	○電車修理工、自転車修理工、時計修理工
625	製品検査従事者(金属製品)	○鋳物製品検査工、金属製品検査工、プレス検査工
626	製品検査従事者(金属製品を除く)	○化学製品検査工、繊維製品検査工、検瓶工、仕上検査工
627	機械検査従事者	○工作機械検査工、ポンプ検査工、電気製品検査工、電 気部品検査工、自動車検査工、時計検査工、 輸送機械検査工、レンズ検査工
628	画工、塗装・看板制作従事者	○アニメーター、塗装工、看板製作工、 自動車塗装工、船体塗装工
629	製図その他生産関連・生産類似作業従事者	○写真現像工、製図工、CADオペレーター、舞台照明係

I 輸送・機械運転従事者

職種番号	職 種 名	代 表 例
701	鉄道運転従事者	○電車運転士、モノレール運転士
702	バス運転者	○営業用・自家用・送迎・スクール・貸切・乗合・ マイクロバス運転者
703	タクシー運転者	○タクシー運転者 ×代行運転者(704)
704	乗用自動車運転者(タクシー運転者を除く)	○送迎運転者、役員運転者、代行運転者
705	営業用大型貨物自動車運転者	○営業用大型トラック運転者、ミキサー車運転者、 バキュームカー運転者、トレーラー運転者、 タンクローリー運転者
706	営業用貨物自動車運転者(大型車を除く)	○営業用普通トラック運転者、塵芥収集車、郵便運送自動車
707	自家用貨物自動車運転者	○自家用トラック運転者
708	その他の自動車運転従事者	○宣伝カー運転者、レッカー車運転者、清掃車運転者
709	航空機操縦士	○パイロット、航空機関士
710	車掌	○列車車掌、バス車掌
711	他に分類されない輸送従事者	○駅構内係、フォークリフト運転者
712	発電員、変電員	○発電員、変電員、送電員、発電保守員、変電保守員 ×電気工事業者(805)
713	クレーン・ウインチ運転従事者	○クレーン運転操作工、コンベアー運転工

職種番号	職 種 名	代 表 例
714	建設・さく井機械運転従事者	○ドラグショベル運転工、トラッククレーン運転工、コンクリート舗装機械運転工
715	その他の定置・建設機械運転従事者	○エレベーター機械係、クレーン合図員、玉掛工、リフト運転員、ごみ処理プラント操作員

J 建設・採掘従事者

職種番号	職 種 名	代 表 例
801	建設躯体工事従事者	○型枠大工、木製型枠工、型枠解体工、とび職、杭打工、取り壊し作業員、鉄筋切断工、鉄筋組立工 ×コンクリート鉄筋工（製品製造）(609)
802	大工	○大工、宮大工 ×船大工や家具大工(614)
803	配管従事者	○配管工、給排水衛生配管工、冷暖房工
804	その他の建設従事者	○左官、壁塗り工、モルタル塗り工、屋根ふき工、はつり工、防水工、保温工、保冷工、内装仕上工
805	電気工事従事者	○電気工事業者、通信線配線工、電気工事士、電気保安工、電気設備工 ×電気工事技術者(102)、発電員や変電員(712)
806	土木従事者、鉄道線路工事従事者	○土木作業員、コンクリート打工、アスファルト舗装作業員、線路工事業者 ×土木技術者(108)
807	ダム・トンネル掘削従事者、採掘従事者	○ダム・トンネル掘削工、採石工、発破員、砂利採取員

K 運搬・清掃・包装等従事者

職種番号	職 種 名	代 表 例
901	船内・沿岸荷役従事者	○船内荷役作業員、港湾荷役作業員、上屋、フォアマン
902	その他の運搬従事者	○引越作業員、倉庫作業員、リサイクル品回収人（回収のみ）、牛乳・新聞配達人、宅配配達人、郵便配達員、荷造工、自動販売機商品補充員
903	ビル・建物清掃員	○ビル清掃員、建物ガラス拭き作業員、床磨き作業員
904	清掃員(ビル・建物を除く)、廃棄物処理従事者	○公園清掃員、消毒作業員、ごみ収集作業員、列車清掃員
905	包装従事者	○ラッピング業者、ラベル貼り業者、箱詰業者（包装） ×箱詰作業員（荷造）(902)
906	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	○公園草取作業員、学校用務員、貨物自動車助手、食器洗い人（調理見習いでないもの）

資料 2 役職一覧と解説

◆ 1 役職一覧

対象:事業所票(4)企業全体の常用労働者数が100人以上の事業所のみ記入

役職番号	役職名	解説頁
101	部長級	(21)
102	課長級	
103	係長級	(22)

役職番号	役職名	解説頁
104	職長級(※)	(22)
105	その他役職	

※「104 職長級」については、産業分類の大分類が C(鉱業、採石業、砂利採取業)、D(建設業)、E(製造業)の事業所のみ記入 (C、D、E 以外で「104 職長級」相当の者は「105 その他役職」としてください。)

◆ 2 役職解説

101 部長級

○(含まれる役職) 本社(店)、支社(店)、工場、営業所などの事業所における総務、人事、営業、製造、技術、検査等の各部(局)長

×(含まれない役職) 部(局)長を兼ねない取締役、部(局)長代理、同補佐、部(局)次長

仕事の概要

いわゆる部(局)長で、経営管理活動を行う営業、人事、会計、生産、研究、分析等の事務的、技術的な組織を統制、調整、監督し、所轄部門を運営する業務に従事する者及びこれらと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者をいう。

説明事項

- 1) 「部長級」とは、事業所で通常「部長」又は「局長」と呼ばれている者であって、その組織が 2 課以上からなり、又は、その構成員が 20 人以上(部(局)長を含む。)のもの長をいう。
- 2) 同一事業所において、部(局)長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「部長級」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「部長級」に含む。ただし、通常「部長代理」、「課長」、「係長」と呼ばれている者は「部長級」としない。

- 3) 取締役、理事等であっても、一定の仕事に従事し、一般の職員と同じような給与を受けている者であって、かつ、部(局)長を兼ねている場合には、「部長級」に含め、部(局)長を兼ねていない場合には「部長級」としない。

102 課長級

○(含まれる役職) 本社(店)、支社(店)、工場、営業所などの事業所における総務、人事、営業、製造、技術、検査等の各課長

×(含まれない役職) 課長代理、同補佐、課次長

仕事の概要

いわゆる課長で、経営管理活動を行う営業、人事、会計、生産、研究、分析等の事務的、技術的な組織を統制、調整、監督し、所轄部門を運営する業務に従事する者及びこれらと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者をいう。

説明事項

- 1) 「課長級」とは、事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が 2 係以上からなり、又は、その構成員が 10 人以上(課長を含む。)のもの長をいう。
- 2) 同一事業所において、課長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「課長級」に含む。ただし、通常「課長代理」、「係長」と呼ばれている者は「課長級」としない。

5

各種資料
役職一覧と解説

103 係長級

○(含まれる役職) 本社(店)、支社(店)、工場、営業所などの事業所における総務、人事、営業、製造、技術、検査等の各係長

×(含まれない役職) 課長代理、組長、伍長

仕事の概要

いわゆる係長で、営業、会計、調査等の事務的な業務の企画、立案、実施や技術面の業務、企画、設計、工程の技術的管理、維持、指導又は研究等において係員を指揮、監督する仕事に従事する者及びこれらと同程度の責任と重要度を持つ職務に従事する者をいう。

説明事項

- 1) ここで「係長級」とは、構成員の人数にかかわらず通常「係長」と呼ばれている者をいう。
- 2) 同一事業所において、係長のほかに、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「係長級」に相当する者がいる場合には、これらの者は、「係長級」に含む。
- 3) 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業において「係長」と呼ばれている者であって、その職務の内容及び責任の程度から、「職長級」(「職長級」の説明事項に該当するとみられる者)は、「係長級」としない。

104 職長級

C 鉱業、採石業、砂利採取業、D 建設業、E 製造業のみ記入

○(含まれる役職) 職長、組長、班長、伍長、組頭

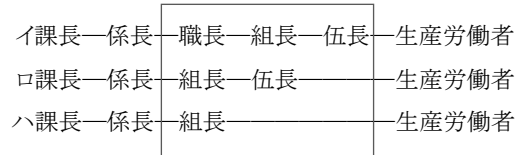
仕事の概要

鉱物の採集、土木・建設の作業、各種製品の製造等の現場、工程で図面、仕様書の点検、仕事の手順、仕方、割当等の決定、仕事の進行状況の監督等を通じて、担当の仕事が円滑に進行するよう生産労働者を指揮、監督する者をいう。

説明事項

- 1) 名称のいかんにかかわらず、生産労働者の集団(集団の大きさは問わない。)の長として集団内の指揮、監督に当たる者をいう。このようないくつかの集団の長を統括的に指揮、監督する者も「職長級」に含む。
- 2) 専ら、集団内の指揮、監督をする者ばかりでなく、指揮、監督のかたわら、集団内の生産労働者と同一の作業に従事する者も、「職長級」に含む。

3) 例えば、次のような□内の者が「職長級」に含まれる。



105 その他役職

○(含まれる役職) 上記 101～104 に該当しない各役職、部(局)長代理、同補佐、部(局)次長、課長代理、同補佐、課次長等、調査役等のスタッフ、支社長、支店長、工場長、営業所長、出張所長、病院長、学校長等

仕事の概要

管理・事務・技術部門における係長及び生産部門における職長以上の職務に従事する者で、上記の「101 部長級」、「102 課長級」、「103 係長級」、「104 職長級」のいずれにも含まれない役職をいう。

職種、性別サンプル労働者数(一般労働者)

職種	企業規模10人以上計			企業規模5～9人		
	男女計	男	女	男女計	男	女
自然科学系研究者	2,043	1,533	510	41	22	19
化学分析員	1,635	1,060	575	21	18	3
技術士	1,918	1,760	158	105	95	10
一級建築士	737	646	91	41	36	5
測量技術者	1,379	1,303	76	99	96	3
システム・エンジニア	8,044	6,733	1,311	322	293	29
プログラマー	2,993	2,365	628	114	96	18
医師	1,249	890	359	9	7	2
歯科医師	97	60	37	13	11	2
獣医師	209	143	66	15	8	7
薬剤師	989	391	598	45	23	22
看護師	10,785	1,130	9,655	202	2	200
准看護師	2,389	273	2,116	172	2	170
看護補助者	1,807	286	1,521	38	0	38
診療放射線・診療X線技師	594	404	190	1	0	1
臨床検査技師	755	234	521	16	3	13
理学療法士、作業療法士	2,072	1,099	973	10	8	2
歯科衛生士	314	1	313	209	0	209
歯科技工士	136	89	47	30	25	5
栄養士	1,880	112	1,768	11	0	11
保育士(保母・保父)	5,090	267	4,823	163	5	158
介護支援専門員(ケアマネジャー)	1,127	284	843	15	1	14
ホームヘルパー	1,462	323	1,139	37	9	28
福祉施設介護員	12,361	4,350	8,011	148	40	108
弁護士	19	13	6	8	6	2
公認会計士、税理士	290	221	69	31	18	13
社会保険労務士	31	18	13	8	5	3
不動産鑑定士	15	12	3	2	2	0
幼稚園教諭	6,767	300	6,467	372	19	353
高等学校教員	4,851	3,259	1,592	5	4	1
大学教授	3,079	2,492	587	1	1	0
大学准教授	2,146	1,581	565	0	0	0
大学講師	1,151	709	442	0	0	0
各種学校・専修学校教員	3,135	1,601	1,534	122	40	82
個人教師、塾・予備校講師	1,737	1,097	640	222	126	96
記者	1,674	1,241	433	32	25	7
デザイナー	1,395	624	771	216	99	117
ワープロ・オペレーター	945	280	665	43	6	37
キーパンチャー	295	47	248	8	3	5
電子計算機オペレーター	761	333	428	61	14	47
百貨店店員	2,909	826	2,083	0	0	0
販売店員(百貨店店員を除く。)	15,142	6,376	8,766	566	235	331
スーパー店チェッカー	1,046	94	952	17	4	13
自動車外交販売員	1,107	988	119	35	33	2
家庭用品外交販売員	135	109	26	21	21	0
保険外交員	14,649	1,613	13,036	395	286	109
理容・美容師	1,751	572	1,179	320	108	212
洗たく工	1,847	851	996	26	11	15
調理士	7,298	4,767	2,531	284	213	71
調理士見習	1,670	626	1,044	75	32	43
給仕従事者	5,919	2,285	3,634	168	56	112
娯楽接客員	8,302	4,552	3,750	149	111	38
警備員	8,590	8,184	406	12	11	1
守衛	612	580	32	9	7	2
電車運転士	1,732	1,667	65	4	4	0
電車車掌	797	675	122	0	0	0
旅客掛	1,995	1,491	504	3	3	0
自家用乗用自動車運転者	746	710	36	20	17	3
自家用貨物自動車運転者	2,702	2,597	105	199	198	1
タクシー運転者	4,137	3,982	155	152	148	4
営業用バス運転者	2,863	2,785	78	131	131	0
営業用大型貨物自動車運転者	8,512	8,364	148	618	607	11
営業用普通・小型貨物自動車運転者	7,477	7,137	340	321	314	7
航空機操縦士	399	394	5	0	0	0
航空機客室乗務員	638	7	631	0	0	0
製鋼工	852	836	16	17	17	0
非鉄金属精錬工	1,008	971	37	21	19	2

職種	企業規模10人以上計			企業規模5～9人		
	男女計	男	女	男女計	男	女
鋳物工	1,016	985	31	56	56	0
型鍛造工	511	481	30	17	17	0
鉄鋼熱処理工	302	290	12	8	8	0
圧延伸張工	673	660	13	0	0	0
金属検査工	791	508	283	11	1	10
一般化学工	2,651	2,327	324	44	41	3
化繊紡糸工	319	273	46	0	0	0
ガラス製品工	651	528	123	13	11	2
陶磁器工	268	182	86	34	23	11
旋盤工	1,410	1,363	47	182	168	14
フライス盤工	695	643	52	142	134	8
金属プレス工	1,942	1,699	243	128	106	22
鉄工	2,135	2,070	65	226	221	5
板金工	1,193	1,121	72	167	164	3
電気めっき工	401	374	27	6	6	0
バフ研磨工	135	115	20	18	10	8
仕上工	1,510	1,259	251	88	76	12
溶接工	2,954	2,860	94	278	274	4
機械組立工	5,876	4,319	1,557	123	115	8
機械検査工	1,594	965	629	32	17	15
機械修理工	4,862	4,718	144	292	283	9
重電機器組立工	622	456	166	57	55	2
通信機器組立工	1,063	614	449	36	16	20
半導体チップ製造工	899	686	213	4	4	0
プリント配線工	730	345	385	22	9	13
軽電機器検査工	365	135	230	24	12	12
自動車組立工	1,422	1,257	165	26	24	2
自動車整備工	6,584	6,492	92	668	656	12
パン・洋生菓子製造工	1,337	792	545	30	9	21
精紡工	100	67	33	0	0	0
織布工	178	102	76	9	5	4
洋裁工	184	13	171	15	0	15
ミシン縫製工	2,481	219	2,262	233	17	216
製材工	934	853	81	144	137	7
木型工	170	154	16	45	39	6
家具工	1,453	1,234	219	174	164	10
建具製造工	644	556	88	134	130	4
製紙工	1,037	937	100	14	8	6
紙器工	1,648	1,277	371	162	107	55
プロセス製版工	215	168	47	12	9	3
オフセット印刷工	1,184	1,125	59	110	91	19
合成樹脂製品成形工	2,353	1,880	473	107	91	16
金属・建築塗装工	713	681	32	85	81	4
機械製図工	1,144	981	163	38	35	3
ボイラー工	369	365	4	17	16	1
クレーン運転工	1,762	1,737	25	94	93	1
建設機械運転工	2,197	2,162	35	175	174	1
玉掛け作業員	308	306	2	10	10	0
発電・変電工	1,299	1,288	11	18	18	0
電気工	3,118	3,066	52	378	376	2
掘削・発破工	237	234	3	31	30	1
型枠大工	430	425	5	43	43	0
とび工	882	869	13	69	69	0
鉄筋工	299	295	4	46	45	1
大工	336	317	19	65	65	0
左官	184	181	3	57	56	1
配管工	1,099	1,083	16	210	207	3
はつり工	144	141	3	10	10	0
土工	2,237	2,205	32	250	248	2
港湾荷役作業員	1,356	1,328	28	5	5	0
ビル清掃員	3,506	1,700	1,806	73	43	30
用務員	628	447	181	20	13	7

資料出所：平成30年賃金構造基本統計調査より作成

8 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率（暦年）

平成30年度中央最低賃金審議会
目安に関する小委員会（第1回）資料（抄）

未満率及び影響率

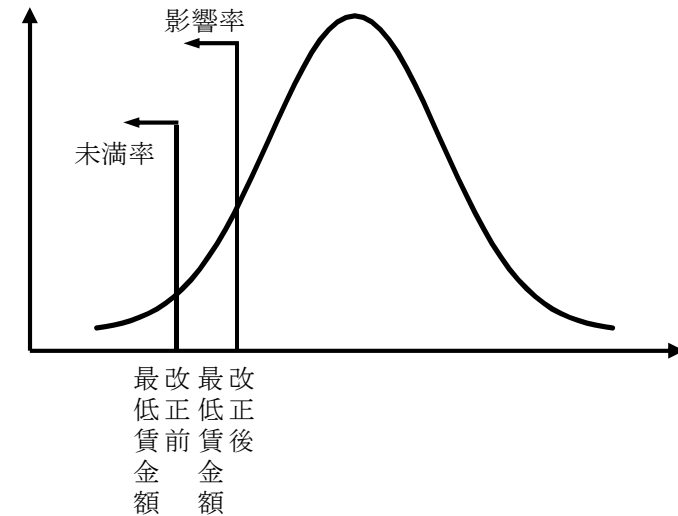
（単位：％）

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
未満率	1.8	1.8	2.0	1.9	1.9	1.5	1.5
影響率	2.5	2.8	3.6	3.6	4.0	4.5	4.9

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
- 2 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
- 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

初任給集計(企業規模5~9人)誤差率、集計サンプル数(平成30年)

	高校卒		高専・短大卒		大学卒		(事務系)		(技術系)		大学院修士課程修了	
	誤差率	採用 事業所数	誤差率	採用 事業所数	誤差率	採用 事業所数	誤差率	採用 事業所数	誤差率	採用 事業所数	誤差率	採用 事業所数
	T 調査産業計	4.02	35	3.09	59	2.00	40	1.91	29	4.53	11	***
C 鉱業, 採石業, 砂利集取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D 建設業	8.58	6	***	2	-	-	-	-	-	-	-	-
E 製造業	6.40	9	***	2	***	3	***	3	-	-	***	1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
G 情報通信業	***	1	10.15	4	3.83	6	***	1	4.91	5	-	-
H 運輸業, 郵便業	***	2	***	1	***	1	***	1	-	-	-	-
I 卸売業, 小売業	***	3	***	2	***	3	***	3	-	-	-	-
J 金融業, 保険業	-	-	-	-	0.00	6	0.00	6	-	-	-	-
K 不動産, 物品賃貸業	***	2	***	3	***	2	***	2	-	-	-	-
L 学術研究, 専門・技術サービス業	***	2	***	3	***	3	***	1	***	2	-	-
M 宿泊業, 飲食サービス業	***	1	***	3	-	-	-	-	-	-	-	-
N 生活関連サービス業, 娯楽業	***	1	3.04	9	***	2	***	2	-	-	-	-
O 教育, 学習支援業	***	1	7.48	15	5.35	7	6.25	5	***	2	-	-
P 医療, 福祉	6.56	6	5.62	13	4.69	4	***	3	***	1	-	-
Q 複合サービス事業	***	1	***	1	-	-	-	-	-	-	-	-
R サービス業(他に分類されないもの)	-	-	***	1	***	3	***	2	***	1	-	-

※網かけ部分は、目標精度(誤差率5%以内)を達成していない、または賃金構造統計調査において、利用に際して注意を要するとしているサンプル事業所数3以下の区分

企業規模5～9人について、雇用形態、年齢階級、勤続年数階級別の表を集計した場合のサンプル数
(平成30年、産業計、男女計、学歴計)

(単位：人)

勤続年数		0年	1～2年	3～4年	5～9年	10～14年	15～19年	20～24年	25～29年	30年以上
雇用期間の定めなし 正社員・正職員	～19歳	56	44	2	0	0	0	0	0	0
	20～24歳	342	540	247	67	0	0	0	0	0
	25～29歳	276	551	515	567	53	0	0	0	0
	30～34歳	243	521	511	868	516	60	0	0	0
	35～39歳	210	477	440	879	841	487	61	0	0
	40～44歳	212	483	447	891	855	714	558	81	0
	45～49歳	195	383	394	784	721	559	604	387	84
	50～54歳	117	280	285	602	531	469	425	399	369
	55～59歳	108	211	233	451	456	361	340	291	613
	60～64歳	77	190	167	321	317	233	218	202	523
	65～69歳	26	69	78	201	171	126	116	100	390
	70歳～	8	23	22	81	92	86	38	39	310
雇用期間の定めあり 正社員・正職員	～19歳	1	2	0	0	0	0	0	0	0
	20～24歳	34	45	10	3	0	0	0	0	0
	25～29歳	28	47	16	12	1	0	0	0	0
	30～34歳	16	34	11	21	9	0	0	0	0
	35～39歳	24	38	11	12	6	6	2	0	0
	40～44歳	13	23	13	16	13	11	6	1	0
	45～49歳	5	17	11	20	17	9	5	8	2
	50～54歳	6	13	9	14	12	9	4	5	7
	55～59歳	6	9	13	23	7	4	10	8	3
	60～64歳	12	37	21	43	30	22	14	15	64
	65～69歳	13	15	16	24	18	9	7	7	38
	70歳～	1	5	2	7	5	5	3	4	20
雇用期間の定めなし 正社員以外	～19歳	2	1	0	0	0	0	0	0	0
	20～24歳	20	25	4	2	0	0	0	0	0
	25～29歳	14	16	8	11	1	0	0	0	0
	30～34歳	11	25	15	12	13	0	0	0	0
	35～39歳	10	19	16	30	7	7	1	0	0
	40～44歳	7	21	21	39	24	14	1	0	0
	45～49歳	17	28	22	24	21	12	5	0	1
	50～54歳	14	18	23	30	21	13	8	8	2
	55～59歳	14	12	16	43	27	24	8	4	3
	60～64歳	11	25	19	36	31	18	13	14	29
	65～69歳	15	26	35	53	16	19	14	18	23
	70歳～	6	13	10	36	12	18	8	6	24
雇用期間の定めあり 正社員以外	～19歳	3	1	0	0	0	0	0	0	0
	20～24歳	19	17	4	0	0	0	0	0	0
	25～29歳	15	28	11	2	0	0	0	0	0
	30～34歳	18	24	10	7	2	0	0	0	0
	35～39歳	12	15	8	9	5	0	0	0	0
	40～44歳	20	16	9	6	7	3	0	0	0
	45～49歳	12	20	16	11	5	2	0	0	0
	50～54歳	13	15	10	15	9	3	1	0	0
	55～59歳	13	13	11	9	5	3	1	0	0
	60～64歳	14	22	13	14	16	10	8	9	41
	65～69歳	14	12	17	22	4	3	3	6	19
	70歳～	9	6	0	6	3	1	1	4	3

